

平成15年12月16日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	桑原允彦
助役	出村素明
収入役	井手口馨
総務部長	唐島稔
市民部長	矢野正
産業部長	山口賢治
建設環境部長	江頭毅一郎
企画課長	北村建治
総務課長	山本克樹
財政課長	藤田洋一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長	正宝典子
税務課長	西本勝次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長	峰松光夫
保険健康課長	平尾弘義
農林水産課長	中橋孝司郎
商工観光課長	北御門敏則
都市建設課長	中川宏
環境下水道課長	藤家敏昭
水道課長	井手讓二
会計課長	森久幸
教育委員長	江崎サト子
教育長	小野原利幸
教育次長兼庶務課長	北村和博
生涯学習課長兼中央公民館長	中村博之
農業委員会事務局長	武藤竹美
監査委員事務局長	安富弘信
監査委員	江口徹

平成15年12月16日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|------|--------|--------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第50号 | 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第51号 | 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第52号 | 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第53号 | 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第54号 | 平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 議案第55号 | 平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決) |
| 日程第2 | 議案第70号 | 鹿島市歴史的景観条例の制定について（総括質疑、文教厚生委員会付託） |
| 日程第3 | 議案第71号 | 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第72号 | 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第73号 | 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第50号～議案第55号

○議長（小池幸照君）

日程第1、去る9月定例会において決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました議案第50号から議案第55号までの平成14年度に係る各会計決算認定関係議案についての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査

報告書写しのとおりであります。

平成15年11月13日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

決算審査特別委員会

委員長 谷川 清太

決算審査特別委員会審査報告書

平成15年9月26日の本会議において付託されました、議案第50号「平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第51号「平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第52号「平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第53号「平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第54号「平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について」は11月12日と13日の2日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長谷川清太君。

○決算審査特別委員長（谷川清太君）

おはようございます。19番谷川でございます。決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。若干長くなると思いますので、御辛抱のほどをお願いいたします。

去る9月26日の本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案を11月12日、13日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、審査に先立ち、市長より市政の現状の取り組み並びに今後の市政運営に対する心構え等について、あいさつがありました。

次いで、財政課長より、平成14年度主要成果と平成14年度一般会計の決算状況の概要について説明がありました。

次に、監査委員より、各会計とも、歳入歳出決算書並びに附属書類は関係法令等に従って作成されており、また関係諸帳簿等及び証拠書類等を審査した結果、決算の計数に誤りはなく正確であることが認められた旨の報告がなされました。

これより、議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の概要を報告いたします。

質問1 主要財政指標の推移の中で、財政力指数から実質収支比率まで、非常に危ない状態にあるという指摘がある。改善はどう考えているか。

答弁 平成13年度から大幅な国の制度改革が行われ、財政は厳しさを増している。従来は、本市のような小規模団体には幾らか優遇配分された向きがあったが、最近は段階補正が落とされてきた。不足財源は臨時財政対策債で賄っているが、今後はさらに厳しくなる。このため、財政指数や収支比率などが上がっている。今まで市の大型事業は起債が一番有利な平成12年度までに施行しており、長い目で見れば効率のよい投資をしてきた。財政面では、平成16年度ぐらいがピークを迎えるが、それが過ぎれば、中期財政計画に従って財政運営が進んでいく。

質問2 市税の収入未済額は 411,548千円と非常に大きな金額になっている。滞納者への対応はどうされているか。

答弁 滞納の処理は、国税徴収法に基づいて滞納処分、差し押さえ等、納付誓約で対応をしている。この中で問題なのは、差し押さえを実施した場合、不動産の換価が市町村の小さな単位では進まない。このため、県内7市を中心に滞納整理機構を設立していくよう、現在検討中である。

質問3 市営住宅の現状並びに使用料の未納の徴収はどうされているか。

答弁 市営住宅は14カ所309戸ある。今、滞納者は31件、徴収は臨戸徴収を行っている。未納者はいろいろなケースがあるが、生活困窮者や行方不明等があり、また実情に応じて分納をお願いし、徴収に努めている。

質問4 不納欠損の対策は、どのようにされているか。

答弁 不納欠損額が52,397,599円あるが、法令に従って不納欠損処分を行っている。大型店舗、あるいは企業の倒産などにより、今回大幅な不納欠損が出ている。一般の住民税に対する不納欠損は納税相談をしながら納付誓約をお願いしたり、実態を調査しながら担税能力のない方は執行停止をして不納欠損に上げる。悪質滞納者等については、財産の差し押さえ処分をして公売し、換金をするなどの対策を進めている。

質問5 合併浄化槽を設置した場合、以前に補助金が出たり、出なかったりした例があると聞いたが、なぜか。また、合併浄化槽に固定資産税が課税されるか。

答弁 申請があれば、予算の範囲内で補助を出している。ただし、原則として公共下水

道の計画区域は補助の対象にならない。しかし、その後制度が変わって計画区域の中でも直ちに事業を実施しない区域は補助対象に入れてよいことになった。平成6年、7年ごろは、ちょうど節目の年に当たっていたのではないかと。また、固定資産税は営業用として償却資産に上がっている場合は、合併浄化槽そのものに課税をする。住宅用は課税をしない。

質問6 社会福祉協議会運営費補助金は年々増額されているようだが、内容はどのようになっているか。

答弁 運営費補助金は人件費相当を補助している。内容は、会長、事務局長、職員2名となっている。

質問7 障害者を車いすのまま、家族などがプライベートで買い物やドライブ等に行けるリフト式の軽自動車を備えつけてもらえば助かると思う。購入される考えはないか。

答弁 現在、移送サービスまでは考えていないが、障害者の家族などからも強い要望があっている。買い物などは社会参加の一つの手段と思われるので、重度の障害者、肢体不自由関係者、知的障害関係で日常生活に困っている方などの要望にこたえるため、来年度はぜひ具体化したいと考えている。

質問8 平成14年度で農産加工新商品開発バックアップ事業補助金による新商品は開発されたか。

答弁 いなりの里の加工直売所で「かりんとう」という新商品を開発し、現在販売している。

質問9 市が取り組んでいる地球温暖化対策はどうされているか。特に、エレベーターの使用はどのように指導をされているか。

答弁 二、三年前から市役所としての行動計画を定め、対策を講じている。20項目ぐらいの調査項目を設定し、半年に1回ぐらい、職員に書いてもらうなどして意識の向上に努めている。また、エレベーターの使用については直近の階は、できるだけ使用しないよう張り紙等を書いてお願いをしている。最近は、かなり徹底の感がある。

質問10 IT講習会の14年度の受講者は301人とあるが、これは市民にも大変喜ばれているが、今後の講習会の計画はどのようになっているか。また、老人や身障者に対する計画はどうか。

答弁 県の補助制度も終了したので、市民向けは一応終わりたいと考えている。平成14年度のパソコン講習は基本的なもの、すなわち基礎知識を知ってもらうための講習を行ってきた。今後、さらに希望のある方は、生涯学習講座等で学んでもらうようお願いをしたい。

質問11 不法投棄は後を絶たない状況だが、実態はどのようになっているか。どんなものが投棄されているのか。

答弁 市では、ごみマップ事業として監視を続けている。平成14年度の不法投棄は 741 件、軽トラックで約 158回分、重量に換算すれば約26トンになる。投棄された主なものは、タイヤ約 200本、テレビ46台、その他ドラム缶、自転車、布団等、28個ほどあった。なお、このごみマップ事業は平成14年度より始めている。また、ごみの不法投棄や不法焼却などについては、パトロール等で目の行き届かないところもあるので、郵便局とも提携し、監視を強化している。また、日ごろ区長会などにもお願いをして対応をしている。

質問12 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金の事業内容と資金の用途について問う。

答弁 市内の情報伝達基盤であるケーブルテレビの光ケーブルを市内計画第1期の区域内に引くための補助金である。第1期の工事は市内の7割程度を網羅し、整備を図った。

質問13 他町では、敬老祝い金の給付事業費を少子化事業に回し、予算措置をされているようなところもあると聞くが、本市の考えはどうか。

答弁 これは保険健康課と福祉事務所の双方のかかわる問題であるが、福祉事務所としては、あくまでも少子化対策はしっかりやっていきたい。今後、次世代育成支援対策推進法に基づいて、これからの少子化対策と取り組んでいきたい。

質問14 ごみ収集運搬業務委託料は 114,333千円となっている。この業務内容はどのようなものか。

答弁 ごみ収集運搬業務は一般廃棄物の収集、運搬を業者に委託しているが、やり方としては市の直営と委託の2通りがある。本市は委託でやっている。委託は一般家庭から出る燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、その他に分別収集をして、燃えるごみ等については武雄のクリーンセンターに運ぶという業務の委託である。委託は1業者で随意契約をしている。また、燃えないごみは、例えば、瓶は細分し、缶類、鉄類などは、それぞれ処理業者に渡す。仕分けなどに要する機械設備なども、基準に従い、委託料に算入する仕組みになっている。

質問15 空き店舗活用事業補助金については、予算が有効に生かされているか。

答弁 この事業は県の制度で、平成13年度から実施している。現在、中心商店街の「ナチュラル」と「ほんまもん」の2店舗が頑張ってもらっている。補助金の中身は、ほとんど家賃補助となっている。

質問16 一般会計歳入歳出のうち、歳入では市税は21.1%を占めている。その内訳は、1次産業17.7%、2次が29.3%、3次が52.9%と、産業別の分類になっている。これに比例した税収はどのようなになっているか。

答弁 平成14年度の給与所得は25,663,594千円で、これに所得率を掛け税額を算出して

いる。営業所得はノリ、漁業の所得で 2,566,091千円、農業所得が 237,351千円で、その他の所得、年金等は17,214,500千円となっており、これに、それぞれの率を掛け税額を算出される。

質問17 このように税収は、各業種別に格差がある。歳出の中で労働費は 0.5%となっているが、市の財政面には大きく寄与している。労働者の諸施策や補助金などに税収等を反映させる考えはないか。また、働いている人に対して、働きやすい環境をつくるのが全般によい影響を与えることになる。例えば、子育て支援など、きめ細かな対策などを考えられないか。

答弁 税収に比例する各種事業の配分は、今の段階では考えられない。子育て支援事業は、労働者に限らず全市民を対象にした政策を行っている。

質問18 行政改革の一環として市職員も減員を図っておられるが、臨時職員の採用状況はどのようになっているか。また、雇い方は、仕事の多様化や事務量の増大などでの増減はどうなっているか。

答弁 臨時職員は計画的な採用ではなく、事業の増減によって、ふえたり減ったりする。4月1日現在で59名となっている。選挙のときは若干ふえる。総務課で雇う臨時職員は、産休、病休の補充として雇っている。

質問19 ケーブルテレビの現在の進捗状況はどうか。

答弁 現在の加入者は 1,061名。うち 1,035名は引き込み線の工事も終わっている。今、第2期補助事業を実施しているが、市内の7割から8割ぐらいをカバーする基盤の整備を図っている。

質問20 会社に対し、いろんな内容について、我々が言う権利はあるか。また、市民の意見としての要望などはできるか。

答弁 報道の分野に属するので、私たちが公権力をもって中身にタッチすることはできないのではないかと。また、視聴者としての意見は、会社も一般の意見を聞きながら放送運営をしていると思うので、それはできるのではないかと。

質問21 子育て支援事業の子育て支援センターが多くあるが、この計画や内容はどのようになっているか。

答弁 平成13年度からエイブルで実施している。サークル活動として月4回行われているが、毎日、指導者が子育て支援センターに常駐して相談に応じ、母親、子供たちは、保育士、保健師など、いろんな方の支援を受けている。今のところ、現状の形でよくはないかと思っている。

質問22 市内で毎月1回、一斉清掃を行っている。このときの、ごみの処理についてお伺いしたい。

答弁 平日のときは、ボランティア的に環境整備社で除去していただいているが、日曜、

祭日は各部落でお願いをしたいと考えている。まち部で置き場所がないところは、市の一時集積所をお願いをしたい。缶や瓶などは、平日にでも環境整備社に運搬するようお願いをしたい。

質問23 農業後継者育成対策事業の中で研修先が中国となっている。日本国内にも研修先はあると思うが、中国を選ばれた理由は何か。

答弁 野菜類は最近、中国からの輸入が非常に多くなっており、国内産が太刀打ちできないようになってきている。中国市場や生産の状況を視察し、対策を考える一環として、県が視察研修を計画されたもので、本市からもこの研修に参加した。

質問24 市営住宅の入居待機者は何人ほどおられるか。

答弁 現在の入居待機者は63名。

質問25 63名の入居待機者が全部入居するには何年が必要か。

答弁 今までの例で考えれば、3年ぐらいは待っておられると思う。

質問26 市営住宅の建設計画はどうなっているか。

答弁 平成13年の6月に住宅マスタープランを作成した。現在、市営住宅は市内14カ所となっている。計画は、今後継続していくもの、あるいは建てかえをするもの、また用途廃止をするものなどがある。まだ実施には着手していないが、マスタープランを見きわめながら取り組んでいきたい。

質問27 家賃の滞納があるが、督促はいつの時点でされるか。

答弁 滞納されると、その翌月には督促を出している。

質問28 業者に依頼して家を改築するのに、そのときの産業廃棄物が不法投棄されていたなど、警察から指摘される例がある。業者の指導監督はどのようになっているか。このような監督も、ぜひお願いをしたい。

答弁 産業廃棄物は、正式な許可を受けた業者しか仕事はできない。産業廃棄物の処分は、業者が責任を持って処理することになっている。県が取り締まりをすることになっているが、市としても、今後そのようなことがないよう厳しく対処していきたい。

質問29 最近、結核が若干ふえつつあるようだが、結核予防の受診状況はどのようになっているか。また、結核が発症された方はあるか。

答弁 一般住民の受診数は、1次検診で8,621名、そのうち要精密は年間162名となっている。結核健康診断での発症例はない。個人的に受診された方の中には発症例があり、また疑いのある方もいる。

質問30 健康診断の受診率はどのような状況になっているか。

答弁 結核予防法では1年に1回は、どこかで受診するよう勧めている。市での受診の現状は1次、2次、3次まで通知して受診を勧めているが、高齢者も受けやすいよ

うに受診車を回して、極力お勧めをしている。その結果、受診者は 8,621名となっている。定期健康診断の率は86.9%である。

質問31 EM菌による河川浄化の効果はどのようになっているか。

答弁 堤などの浄化にEM菌を使用してテストを行っている。水質検査の結果は、今のところ数値的には効果がわからない。部落の取り組みでもデータには出ていないが、感触としては浄化が進んでいる話がある。数値的に効果があらわれるようになるまでには、これからも長く続ける必要があると思う。

質問32 固定資産税の減免措置は何件あるか。

答弁 平成14年度の固定資産税の減免規定の条項適用で97件、金額にして10,038,400円となっている。

質問33 97件のうち、どのようなものが含まれているか。

答弁 減免では、地域の公民館、宗教法人、寺社仏閣など、災害での減免が2件、生活保護適用者が7件など。また、社会福祉法人や宗教法人は、当初から非課税になっている。宗教法人やほこらは非課税であるから、件数には最初から把握していない。

質問34 介護関係とか託児所などで個人経営は公の仕事と思われるが、どこまで非課税に適用されるか。

答弁 社会福祉事業の中の1号、2号法人で正式に認可を受けているのは、社会福祉法人という見方をしている。民間で介護保険事業を営んでいるのは、社会福祉法人の認可法人ではないので課税の対象となる。非課税という措置を厳密に言えば、地方税法の中で定められた事業者なり法人格を有する者を非課税という形で取り扱っている。減免は、一たん課税をして減免申請が出た場合に、それが減免条項に当てはまるかどうかという審査をして減免をしている。

質問35 平成14年度で不納欠損が50,000千円上がっているが、不納欠損はどういう部類のものか。

答弁 前年度より増になった理由は、裁判所等が競売して終了後、配当なしというのが7件ある。また、破産者の増で、12年度から14年度までの3年間で271名が破産宣告を受け、不納欠損となっている。営業不振、負債、事業再興の見込みがないものが、前年度対比、件数で3倍、金額で4倍ある。電話債権の差し押さえをしたもので、売れないもの、あるいは行方不明等で追跡調査をしてもわからないものなどもある。

質問36 労金の貸付状況で件数が553件、貸付残21億とある。返済は順調に行われているか。

答弁 貸付残高は、生活資金等は8,087千円で、残りの2,105,943千円は住宅資金の貸し付けである。資金の償還は滞っていない。また、福利厚生資金は保証人、担保は

不要。条件としては、所得が 5,000千円以下、最高限度額は 1,500千円で制度的な貸し出しを行っている。また、これは保証協会が保証をしているので、焦げつきはない。

質問37 昨今は零細な借金で困っている人も多い。労金からの貸し出しの門戸を少し広げて、一般の人にも借りやすい方法がないものか、労金とも話し合ってほしい。

答弁 労金は小口融資の利用がもっとできないか、普及をお願いしている。しかし、貸し出した以上、返済もお願いしなければならないので、リスクを考えながら相談に乗っていただいていると思う。

質問38 最近、年金制度がだんだん悪化している。年金等は市の大きな財源になっている。国の年金行政に対し、市長はどのような考えを持っておられるか。

答弁 鹿島市は、財政構造から歳入の大部分は国に頼っている。地方は、税収は上がらないが、サービスは低下できない。三位一体の改革で財源はますます厳しくなる。地方自治体は近い将来、立ち行かなくなるのではないかと心配をしている。しかし、我々は住民のための機関として、国に対しては地方の立場を強く主張していかねばならないと考えている。

質問39 観光協会に不祥事が発生しているが、議会には何ら報告がない。市はどのような対応をされているか。

答弁 観光協会の会計処理に一部不適切なものがあつたことに対して、市としては適切な措置をとるようお願いをした。その後の報告では、協会自身で措置をされ、協会に対する損害はない。市としても不祥事については大変遺憾に思っている。今後は、このようなことがないよう、十分指導をしていきたい。また、第一義的には、まず交付団体が対処すべきものと思う。ケース・バイ・ケースで一律に対応はできないと思うが、よく検討をしながら議会にも報告しなければならないと考えている。

質問40 事業に対する補助は、どの時点が出るのか。事業が終わってから補助金が出るのか、年度当初に申請をするのか、その辺の取り扱いについて教えていただきたい。

答弁 補助金は特定の事業に出す場合、あるいは事業運営に対して補助をする場合など、いろいろある。補助金の交付も一括して交付する場合や概算交付の場合等もある。基本的には、補助を決定して、それから補助金を出すことになる。補助金が趣旨に沿った使い方をされて初めて額の決定をする。補助金については、必ず事業実績報告書を提出することになる。

質問41 平成14年度部落解放同盟に対して 1,897,131円、全日本同和会に 3,517,243円の補助交付の実績となっている。補助金の算定基礎をお尋ねしたい。

答弁 全日本同和会及び部落解放同盟に運営補助として交付している。これは主に人件費、大会活動費、研修費、事務費などの内訳となっている。人件費は人事院勧告を

加味し、前年度の実績を踏まえて算定、大会活動費等は申請内容を検討して算定、研修費は前年度の実績を参考にして、大体前年度並みになっている。活動が未実施や不参加の場合は、精算で交付決定、剰余金は市に戻入することになる。

質問42 団体補助金の中から旅費、あるいは人件費等が支出されている。旅費の費目は別に計上されているし、借り上げ料も別に支出されている。これは既に事業が終わっているので、実績報告は提出されているのか。なお、部落解放同盟、全日本同和会別に資料を出していただきたい。また、団体育成交付金50千円はどのようなものか。

答弁 運動団体事業の旅費と同和対策費で市職員などが出席する旅費は、支出費目が別になっている。バスの借り上げ料も職員、あるいは社会教育指導員の出席する費用と運動団体の費用とは全然別になっている。団体育成交付金の50千円は、各行政区の中から2名ないし3名を社会教育の地域推進員となっただき、市にかわって各地域で人件や同和問題の活動をしてもらうための交付金である。

なお、ただいま要求の実績報告は後で提出をする。

さらに、同和問題のとらえ方としては、現実的にはまだ差別はあっていると思う。県内各地でも同様の対応をしている。議会の大多数の賛成のもとに実施しているので、来年度も続けていきたいと考えている。

質問43 シルバー人材センターには11,000千円の補助金が交付されているが、どのような位置づけをされているか。シルバー人材センターは、本来、高齢者の生きがい対策で発足したものと思うが、今は市の事業を独占するように委託がなされている。市内業者にも影響を与えている気がする。どのように考えているか。

答弁 シルバー人材センターは、お説のとおり、高齢者の生きがい対策である。自立自助の精神で取り組まれており、国も助成をしている。国が2分の1、市が2分の1で運営している。現在、市の公共事業は大体3割程度を受託していると思う。

質問44 市内零細業者は仕事がなくて困っている側面もある。シルバー人材センターより市内業者を優先すべきだと思うが、本来の生きがい対策事業としての事業をやるよう対応すべきではないか。

答弁 他市町村のシルバー人材センターと比較すると鹿島は少ない方だ。シルバー人材センターからは、あと8項目ばかり要望がなされたが、検討した結果、委託しないことにした。生きがい対策と一定の賃金を得るという、非常にプラスの面があるので、両面がバランスのとれるよう全体的に判断をして対処していきたい。

質問45 公害対策の中で水質検査があると思うが、この検査をする業者の選定はどのような方法でされておるか。また、専門業者は何社あるか。契約の方法などはどのような方法でされているか。

答弁 業者は新栄地研と佐賀県環境科学検査協会がある。契約の方法は指名競争入札で

行っている。平成14年度の入札は3社が参加している。

質問46 水質検査は何カ所が行われているか。例えば、公共河川、生活排水、工場事業所など、その都度、指名競争入札をされるか、一括して実施をされるか。

答弁 主要成果説明書にあるとおり、公共河川、生活排水、工場事業所それぞれと、特殊検査は一括して行っている。鹿島には専門業者はいない。

質問47 橋川委員の質問の際、障害者等を家族と一緒に買い物などに行ける車を購入する考えはないかとの質問に対し、来年は、そういう方向で努力していきたいとの答弁があったと思うが、社協で購入するのか、市が買うのかどうか。

答弁 その車は市では購入しない。社協との話は、今、社協にある車を活用できないかということで、方法としては会員制など一定の経費を会費として納入し、それを実際利用するときは、その時々の実費を払うという利用の仕方。また、場合によっては家族が運転したり、ボランティアの方が運転するなど、そのような方法を考えている。現在、社協では高齢者に対して車の利用をやっている。その同じ車を利用して重度心身障害者にもお願いできないか、それを社協と話をしている。

質問48 配食サービス事業で対象者はどれくらいおられるか。まだ要求があるか。

答弁 配食は今100名弱で、まだ要望はある。回数は、1週間に3回以上と決まっているが、人数より回数を増してほしいという要望がある。

質問49 3回以上の要望があるなら、それにこたえてほしい。財政上の問題もあろうが、もっと積極的に日数も対象者もふやすよう努力してもらいたいと思うが、どうか。

答弁 事業の内容が、配食主体から、名称も食の自立支援事業に変わってきた。自主的にできるだけ自分たちで食事をつくるようにして、それを市が協力するという内容に、事業の中身も一部変わってきた。

質問50 自立支援事業は、より多くの方が自立できるよう援助指導をしなければならない。それには相当の人も配置する必要があると思うが、どうか。

答弁 これからは、今までどおり配食サービスもし、さらに自立の手助けもしていくということになる。ヘルパーは現状で何とか間に合っている。将来は、自立援助する人がふえる可能性があるが、その時点で検討をすることになる。

以上で議案第50号の質問を終わり、次いで議案第51号から議案第55号までの5議案を一括して審査をいたしましたので、その概要を報告いたします。

質問1 公共下水道事業で受益者負担の未収金2,389千円が計上されている。これは、企業が未納になっているか、個人が未納になっているか、内訳はどのようになっているか。

答弁 滞納者は28名で、倒産、破産は2名、あと死亡、行方不明もある。一番多いのは、生活苦のため分納されているのが18名ある。そのほか、失業のため滞っている者も

ある。

質問2 毎年、未納金があると思うが、予算編成の際に未収を見越して予算計上されておられるのか。未収を予想した場合、何%ぐらいを考えておられるか。

答弁 大体2%ぐらいを見込んでいます。

質問3 谷田工場団地造成分譲事業で非常に気になるのは、団地の売却であるが、企業等が申し入れ、あるいは問い合わせなどはどうか。

答弁 今まで毎年幾つかの話はある。中には期待が持てそうな話もあったが、結局、環境その他の条件に合わず実現できないでいる。市営の霊園の話などもあるので、可能性のある誘致の話とあわせて検討をしていきたい。

質問4 国民健康保険特別会計のレセプト点検について、その内容をお伺いしたい。

答弁 レセプト点検は、毎月各医療機関から市に提出される医療費の明細を業者に委託して点検をしているが、その内容は病気に対する注射とか、薬などが適正に使用されているかどうか、そういう点検をしているもので、もう一つは国民健康保険連合会でもレセプト点検をお願いしている。

質問5 公共下水道の区域は拡大をしているが、利用促進についてはどのようになっているか。

答弁 1年に1回、下水道実行委員会を組織し、戸別訪問して普及をお願いしている。また、普及区域の方々に先進地視察を計画するなどして利用促進に努めている。

質問6 普及には御苦労をされ、また先進地の視察等も実施をされておるが、実際の内容はどのようになっているか。

答弁 水洗化の促進活動では、なぜ水洗化をしなければならないか。また、3年以内に水洗化の工事をしなければならないのかなどのチラシを配布し、説明をしながら理解を求めている。平成14年度の10月から11月までに未接続世帯約850世帯を回り普及に努めた。

質問7 谷田工場団地の借入残高は幾らか。今まで一般会計から相当に繰り入れがなされていると思うが、全体的な投入金額はどれくらいになっているか。

答弁 借入残高は平成14年度末で54,383,367円となっている。また、投資した金額は事業費でいえば1,850,000千円となっている。

質問8 1,850,000千円を投資した明細があればお願いをしたいが、何年から始めて、どのくらいの利息になっているか、内容をお尋ねしたい。

答弁 1,850,000千円の事業費のうち借入金の元金は572,100千円、利息が120,500千円で、合計692,622千円となっている。ほかに用地を売却して財源に充てている金額もある。金融機関から借り入れた分は平成5年度から返済をしているので、平成20年度までの返済計画は資料を提出することができる。

質問9 誘致条件に折り合わなかったというのは、内容的にはどういうことか。

答弁 一つは谷田工場団地が山の上に位置しているので、車等の消耗が激しくなる。もう一つは、建物、土地ともリース契約ができないかなどの企業の申し出もあった。今、企業誘致は、基本的には景気の動向が低迷傾向にあるので動いていない。特に山間地であるので、下流地域に対し、環境汚染に配慮する必要がある、約束もある。条件的に悪いところであるが、誘致に向けて一生懸命努力していきたい。

質問10 出産育児一時金というのがあるが、当初、出産費の300千円を病院に支払い、その後、市に請求する制度と思うが、立てかえが困難な方もいると思う。そのような実態は市で把握されているか。

答弁 出産育児一時金については、市で制度化して、1件につき300千円の出産助成金を交付している。昨年は79件の該当者があった。平成13年度から貸付制度を創設して、平均出産費用の8割を貸し付けている。今年で3年になるが、年間4件から5件の申し込みがある。この手続は簡単にできる。申請の時点で出産の予定日と納税について確認をし、もし滞納があった場合は、助成金交付の際、税金を充当してもらうよう相談をしている。

質問11 公共下水道の普及地域で加入率はどのようになっているか。

答弁 2,362世帯が供用開始しており、うち67.44%の1,593世帯が利用されている。また、人口では7,202名の供用開始に対し、63.87%の4,600人が利用されている。

質問12 公共下水道の委託料で浄化センター等運転管理委託業務委託料など何点か委託料がある。この内容はどのようなものか、お尋ねしたい。

答弁 まず浄化センター運転管理業務委託は、浜干拓にある終末処理場、中牟田の中継ポンプ場及び中村にある汚水中継ポンプ場等の管理業務と処理機械の運転業務の委託料である。脱水ケーキ分析業務委託料は、浄化センターから排出される汚泥を脱水し、そのケーキの成分の分析委託である。浄化センター周辺海域環境調査業務委託料は、有明海漁連と協定し、供用開始する時点から水質調査をしているもの、放流水については、有明海の7地点を1年のうち5月と8月の大潮と小潮のときに調査し、結果は漁連と地元の漁協に報告をしている。

質問13 調査結果は問題があったことはないか。数値で基準値以上あったことなど、どうか。

答弁 今までのデータでは、すべて基準値以内となっている。

質問14 し尿処理場について改ざん問題もあっているのだから、今後は不測の問題が起きないように、職員には日ごろの業務に特に注意を促し、また厳しい指導が必要と思う。職員の気持ちを引き締めるような指導をされるべきと思うが、どうか。

答弁 処理場との連絡調整は厳密に行っている。日報の数値も直接確認し、遺漏のない

よう努めているが、なお一層注意を払い、良質の放水に心がけたい。

質問15 国民健康保険料の滞納がふえているが、状況の内容についてお伺いしたい。

答弁 低所得者には減額措置が設けられている。世帯割、均等割を含めて、7割、5割、2割の減額をしている。それ以下の方には、徴収職員が実態調査を行い、確認をして減免措置などをする場合もある。何も連絡がない場合は滞納処分の措置をとることになるので、納税相談等に見えられた場合に国保証の発行をしている状況である。

質問16 何も連絡のない方が多いと思うが、実態を把握されているか。

答弁 滞納者に対する保険証交付の取り扱いであるが、相談があって、それぞれに資格証明書を発行している。内容は、平成14年度末に資格証明書を発行した方は129名、いろんな条件に基づいて1カ月の保険証を交付した方は200名、3カ月の保険証を交付したのは109名、6カ月の保険証を交付したのが56名、計490名となっている。

質問17 500名近くの方が相談に来ておられるが、この中には社会的要因の方があると思う。男女の割合とか年齢等がわかれば、お伺いしたい。

答弁 年齢別については把握していない。滞納の理由別では、無財産で保険税が全く払えない方が5件、生活困窮が637件、行方不明26件、事業不振221件、死亡7件、破産11件その他173件になっている。173件の中には、収監中であつたり、生活保護に転落をされた方なども含まれている。現在の滞納額は264,271千円で理由別調書を作成している。

質問18 医療費が減ったとの報告があつたが、なぜか。

答弁 総額が減った理由は、通常1年分は12カ月で計算するが、平成14年度は制度改正により、11カ月分で計算をされた関係で減になっている。

質問19 保険料を納め切れない人たちと保険料との因果関係ですが、保険給付費が減少したことは、病院にかかられないからなのか。市の保健事業の施策の成果によるものか。それとも、通院の回数が減っているのは、他の理由によるものかどうか。

答弁 因果関係については把握していない。保健事業と医療費との関係は、単年度で数字的にはあらかわしにくい。しかし、いろんな保健事業をやっている中で、プールでの水中運動などは神経痛とか血圧など、アンケート調査に効果があると出てきている。保健事業と医療費との関係は、ある程度はあるが、全国的にも減額につながっているとの報告を受けている。

質問20 不況の中で滞納がふえている。リストラや生活苦で保険料を納め切れない方々が年々ふえている。病気的时候は、大変困っている方もおられると思う。その中で大事なことは健康の維持管理と思うが、現在、保健事業はさまざまな面で努力をしておられるが、さらに強化する必要があると思うが、どうか。

答弁 予防事業が、すなわち保健事業である。予防をすれば、必ず効果はあると思う。

ただ、効果の測定になると難しい面があるようだ。御指摘のように、医療費の増加を抑えるため、また健康な生活を送るためには、予防からではないかと思う。全体的な、戦略的な政策を行い、効果を出していきたいと考えている。今後も保健事業と予防には、さらに力を入れていきたい。

質問21 介護保険事業の負担額がふえている要因はどうか。それと、施設利用者は、これからますますふえていくと思う。これに伴い施設が追いつかず、長期の待機者がふえる状況である。もちろん事業に対する負担もふえてくることになる。施設利用に対する指導、あるいは介護認定など、十分な配慮が必要となると思うが、これからの対応についての考え方を問う。

答弁 介護認定については、介護事業所で、専門家などでなされている。市独自の介護保険を利用しない軽度支援事業を行っているが、これは、できるだけ介護保険を利用しない元気老人をつくろうという事業である。今後とも、この事業は進めていきたいと考えている。

質問22 介護保険料の滞納を把握できているか。

答弁 40歳から64歳までは、国民健康保険税に介護保険料を上乗せして徴収している。65歳以上で、年間180千円以上年金をもらっている方は、年金から天引きをされる。それ以外は介護保険事業所が徴収をしている。したがって、国民健康保険税の滞納者イコール介護保険料の滞納ということになっている。

質問23 浄化槽に洗剤とか塩素系の汚水を流すと、浄化槽の菌が死ぬのではないかと思う。家庭用の洗剤、特に中性洗剤とか、塩酸系で便器の汚れを落とすのがあるが、これを使って流すと処理場に負荷がかかってバクテリアが死ぬのではないかと危惧がある。このようなことはないか。

答弁 今までの経験では、浄化センターのバクテリアに異常はあっていない。

質問24 供用開始区域は3年以内に加入しなければならないとなっている。まだ接続をできていない世帯は1,033世帯あるとのことである。この中には、どうしても接続できない世帯もあろうし、接続しようと思えばできる方もあると考えられる。この辺の区分は把握できているか。

答弁 確実にはつかんでいないが、調査の結果、大別すれば、経済的な理由が約30%、検討中が13%、独居老人11%、家屋の老朽化が9.7%など、ほぼ以上の理由である。

質問25 改築までして接続はできない家庭もある。それには何らかの対策が必要ではないかと思うが。

答弁 これには貸付制度がある。貸付額は600千円、貸し付けに対して利子補給もある。

質問26 貸付制度を利用できる人はよいが、低所得者や老人は対応できない。方法はなかなか難しいと思うが、例えば、老人等については老人住宅を市で整備して、そこに

移り住んでもらう方法などでしょうか。

答弁 下水道法では、いろいろ規定がある。くみ取り便所は3年以内に改造しなければならない。しかし、当市では、それに対する罰則などの方法はとっていない。合併処理浄化槽を設置されたところも、耐用年数を考慮して、その後、接続をお願いする配慮をしている。市は、納税者の金を使って諸施策を講じている。このような場合、市が行う対策としては、工事資金の貸し付けや利子補給をして手助けをするぐらいが限度ではないかと考えている。

質問27 公共下水道事業の受益者負担は、面積によって金額が決まる。住宅が広くて支払いに困っている人もいる。以前から、この問題については検討をお願いしてきたが、その後、どのようになっているか。

答弁 同じような例で、生活保護の場合も預金があったり、家、土地があったりした人が、今、現金収入がないということで保護申請が出される場合がある。これは資産がない場合に対応することであって、あれば議論の余地はない。酷なようだが、行政の仕組みから、やむを得ないと思う。

質問28 受益者負担金の滞納を解決する方法として、例えば、広い宅地のところは、幾らかでも減額をして負担金を納める方法は、取り扱いとして、滞納よりベターと思うがどうか。

答弁 例えば、このような取り扱いをすれば、だれでも払わなくて済むという考え方になり、この事業の制度、仕組みは成り立たなくなる。特例的なもので合理性があれば別だが、そのような考え方は無理と思う。

質問29 水質検査の結果は、何も問題はないと答弁があったが、し尿処理場で改ざん問題が起きている。その時期と数カ所の水質検査とを照合し、検討されたことはないか。

答弁 平成14年度のデータについては、確認をした結果、法定基準値内におさまっており、数値的には問題ない。

質問30 水洗化して、その後、業者が点検の名目で回っている例がある。そのうちの、他県からの業者もいる。点検は義務的にしなければならないのか。中には、法外な料金を請求される場合もあるとのことですが、市民にも周知をして被害防止をする必要はないか。

答弁 水洗化された宅内の管理は、家庭で責任を持ってもらう。定期的な点検は決まりはない。業者に工事を依頼してトラブルがあった場合は、疑問の点など、直ちに市に連絡をお願いしたい。

質問31 谷田工場団地は、長年、誘致に取り組んでおられるが、これ以上、誘致の希望は持てないのではないか。用途変更して、何にでも使えるようにしてはどうか。

答弁 谷田工場団地は、できれば工場団地として売却をしたい。用途廃止後に、もし、

企業からの立地申し入れがあれば、取り扱いが複雑になる。用途変更の手続は、いつでもできるので、今後のやり方としては、用途変更も可能を前提に、いろんなケースを探ってみたい。

質問32 現在、高校の野球練習場に一部貸し付けてあるが、高校など違った利用方法はどうか。県に用地を全部買い上げてもらうなど呼びかけてはどうか。

答弁 高校再編問題も論議されている。聞くところによれば、高校も実校も、現状では残れる感触がある。これは結論が出てからになると思うが、野球練習場は買ってもらうようお願いできるのではないか。まだ、再編問題は先のことなので、何とも言えない。

質問33 低所得者は、単に国保税の相談ばかりでなく、いろんな問題を抱えている。生活保護もそうだが、これを市役所の中で総合的に相談を受ける組織というか、仕組みが考えられないか。

答弁 年4回の納税相談を設けているが、どうしても国保税が払えない方については、福祉事務所なり保険健康課とも連携をとっている。ただし、相談に見えない方が非常に多い。事情を聞かなければ先に進められない。滞納者の中にも無職は非常に少ない。したがって、仕事があつて滞納が非常に多いことになる。ノリや農業の不振で相談があつているが、1カ月の短期の国保証で対応をしている。

質問34 いろんな事情で社保から国保になる場合があると思うが、中には、国保になって税を払えない人がいる。平成14年度で、社保から国保に移った方が、どれくらいあるか。

答弁 平成14年度末で1,695名、そのうち倒産、リストラの理由で国保に加入された方が1,192名、それから、逆に国保の資格を失った方が1,484名、年間平均で約200名の方が、国保の被保険者として加入をされている。

質問35 リストラ等で納税に困っている人たちを集めてもらって、納税に対する説明会等を開催し、分納や減免などを理解してもらえば、納税意識が高まるのではないか。

答弁 給料をもらっている人は、給料から保険料は差し引かれている。国保税の課税は前年度の所得に賦課をすることになるので、その時点の保険料は、かなり高額になる。社保から国保に加入して3年も4年も手続をとらなかった場合は、遡及課税となり、相当の金額になるので滞納の原因となっている。社保を離脱した場合、直ちに国保へ加入をするよう社会保険庁から指導していただいているが、中には、そういう例があるが、また、一括納入できない方には分納をお願いしている。

質問36 レセプト点検によって、いろんな問題が出ているようだが、薬代も最近は非常に高い。レセプト点検は形式的でなく、しっかりしていただきたいと思うが、どのような方法でなされているか。

答弁 年間のレセプトの枚数は26万 6,000枚。そのうち市から業者に委託して点検をしているのが約6割の16万枚。これは専門の業者が10数名で2日間ぐらいかけて点検をしている。この点検を終えた分の国保関係分は、国保連合会へ再審査を委託する。社保の分は支払基金へ審査を依頼する。その中には再審査を要するもの、あるいは間違った請求をされたものは、毎月点検の抽出によって再度点検を行っている。また、月に換算して約2万枚のレセプトがあるが、これは一応5年間保管する義務があるので、臨時職員に医療機関別の収納整理をお願いしている。

以上をもちまして、議案第51号から議案第55号までの特別会計5議案に対する質疑を終わり、直ちに議案第50号から議案第55号まで6議案に対して一括して討論に入り、2名の反対討論がありました。

討論終結の後、直ちに採決の結果、議案第50号から議案第55号までの6議案は、賛成多数で原案どおり認定するものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会委員長報告を終わります。どうも。

○議長（小池幸照君）

議案第50号から議案第55号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。議案第50号から議案第55号に対して、私は反対の態度をとりたいと思います。追って討論をしたいと思います。

まず、議案第50号、一般会計です。

平成14年度は、小泉内閣が誕生してから2年目の年でした。小泉内閣が初めて組んだ予算だったと思います。公共事業費を10%削減するとか、国債発行を30兆円以内に抑えるとか言いながら、痛みをひとしく分かち合うのだから国民も我慢をしてほしいということで始まったのではなかったでしょうか。

さて、市長は決算審議の中で、市の行政改革を貫くという立場で行政運営に当たってきたことを表明されました。特に、市の職員を減らしたことも、市長にとっては評価されているようですが、しかし、このことは職員に大きな負担をかけると同時に、市民サービスを低下させることにもつながっています。

例えば、今回の決算審議の中で、私は資料の請求をしました。それに対して、それだけの資料は時間と暇ができませんと断られたわけですが、どうであろうと議会から正式に請求さ

れて、多くの時間がないと断らなければならないような職員体制になっていることは、問題であると私は思います。まさに行革により職員を減らした弊害が、ここにあらわれているのだと思いました。そのような中で無理をする職員も出てきて、何らかの薬を飲みながら働くことをしている人が非常に多い。また、現職で、残念ながら命を落とす職員まで出るような状況になっています。こういう事態を絶対に許すことはできないと私は思います。

さて、そういう中で、鹿島市民の暮らしはどうだったのでしょうか。

倒産、リストラなどで職を失った人がふえる。市の職員を初め公務員の給与引き下げ、サービス残業による働く人たちの大幅な収入減、農家の経営のさらなる落ち込み、漁業は、ノリはもちろん、海面漁業者の人を含めて不振が続き、収入の道が閉ざされるという大変な事態でした。

そのような影響は、もろに商店の売り上げを落ち込ませるという中で商売も成り立たないというところが非常にふえた年でした。鹿島市民も、小泉首相が言ったように、痛みを押しつけられ我慢できないところまで来たということになりました。

このような中で、生活のためにサラ金や、やみ金から借り入れて、身動きができなくなった市民が、これまでになくふえたのも特徴的でした。驚くことに、経営資金までサラ金や、やみ金から借りるというところも珍しいものではありませんでした。

国保税を初め、市税や年金など、納めなくてはいけないことがわかっているにもかかわらず納められない人が非常にふえてきました。生活資金や経営資金の行き詰まりで、相談したくても、どこに行っても相談すればいいかわからない。そのために、手っ取り早いサラ金に手を出してしまった人は、私が知っているだけでも大変な人数に上っています。

私は、予算編成の折、不況対策室や不況相談室を設置するなどして取り組んでいただくことを提案しましたが、全く手がつけられなかったことは残念です。ここまで市民生活が大変な状態になっているとき、市民の生活を行政が全面的に応援する福祉事業など、積極的な取り組みが望まれるものですが、それらのことは全く手がつけられないと言ってよかったと思います。

一方で、公園整備事業など土木費は積極的に予算がつけられました。もちろん道路や公園、橋などの新設改良も大切でしょうが、そのときの社会情勢により、何を優先させるかということをもっと考えて取り組むべきではなかったのでしょうか。少子化対策はもちろんですが、この社会情勢の悪化のため母子家庭なども急増していますが、例えば、私が常に取り上げております医療費無料制度の年齢引き上げを実施することなどを初め、もっと福祉制度の充実をやるべきだったと思いますが、全く手がつけられませんでした。

その一方、私が常に主張をしております同和事業費です。同和事業にかかわるもの、すべて合わせますと78,499,952円。その中でも、同和対策一般事業の分です。これだけで29,744,504円です。そして、いつも指摘をしております二つの同和団体に出されている団体

補助です。ちなみに同和団体の組織は、14年度においては解放同盟2世帯4人、同和会7世帯12人という構成になっているようです。全体で9世帯16人です。

そういう組織の中で、部落解放同盟へ年間1,897,131円、全日本同和会へ3,517,243円。合計5,414,374円が支出をされております。私は、この件については、既に国でも同和事業は終わっていると。鹿島市でも、同和事業の終結をということを主張しておりますが、この両団体に出されている活動補助がどのように使われているかを知るために、団体から出されている活動の実績報告を出すようにとお願いをしました。この件については、先ほど委員長からの報告の中にもありましたように、出しますという約束をしてもらいました。

しかし、その後、全日本同和会とは、報告書は公表しないとの約束ができていたということ、出せないと前任者に言われたということでした。委員会で議会に対して、正式に約束したことが実行されませんでした。このことは、補助金の額がどれだけか、また、活動の内容がどうであるかという前に、許せないことではないでしょうか。いつの時点で、どのようなことが約束されたのか定かではありませんが、このことは、直ちにやめるべきです。また、公表できないようなお金の使い方でもあるのなら、補助金を返還させることだってすべきだと思います。

さて、解放同盟については報告書を出してもらいました。見せてもらいましたが、まさに丸抱えの状態です。予算がなされております。組織人員からいっても、これほど優遇をされているところは、ほかの団体には一つもありません。差別をなくさなくてはいけないと言いながら、本家本元で、まさに差別待遇がされていることを許すことはできません。市民の要求に対しては、一部の人だけにするわけにはいかないとか、財政が厳しいからとの理由で、耳もかさないという状況の中で、これに対しては許せないものです。ましてや、市民の税金であるにもかかわらず、報告書の公表を、補助金を受けている団体の言いなりになって、議会にも明らかにしないということは絶対に許すことができません。

行政の運営は、公平、平等にしないといけないと思います。公平、平等というのは、だれにでも同じにするということだけではないと思います。それぞれに置かれた人の立場によって取り組んでいくことが大事だと思います。

ところが、同和事業にあらわれているように、一番基本のところは狂った運営をされていると私は思います。これでは、いつまでたっても市民が安心して頼れるような市政は実現できないと思います。市の財政は非常に厳しい状況にあります。

そういうことで市民の要求がなかなか取り入れられないという中で、265,465千円の黒字決算となりました。これは、市民の要求を踏みにじり、予定されていたものを削り、職員の給与の減額など、大きな犠牲があつて生み出されたものです。

しかし、不況の中、市民がここまで苦しい生活を強いられているときに、黒字を出したということが自慢にはならないと思います。市民の要求にこたえ、十分に予算を消化できる運

営こそ、本来の自治体の仕事ではないでしょうか。自治体の仕事は、企業の運営とは違います。市民が主人公を貫いて、暮らし、福祉を支え、自治体らしい自治体を目指していただくことを願って討論にしたいと思います。

次に、51号議案です。

公共下水道に関して、受益者負担のあり方について、私はこれまでも宅地にかけられる負担金のあり方を、払いやすいように実情に合わせて徴収すべきだと提起をしてきましたが、これに対しては、解決策を出すことはもちろん、検討も具体的にされていなかったという状況がつかまれました。高齢化や生活苦が続く中、積極的に取り組まねばならない問題です。このことで多くの市民が苦しむ状況をつくり出す結果が続いています。私は、こういう取り扱いを許すことができません。

次に、52号です。

谷田工場団地についてです。この財政難の折、10年以上も市民の大切な税金を、まさに、むだにつき込んだというのが、この谷田工場団地のあり方だと思います。私は、用途変更することにより問題解決をすべきだと、このことを一貫して提起をしておりますが、市長は、もしかして、もしかしてと、誘致の夢だけに追われて解決をしようとしていないと私は思います。用途変更を早く決断して、今後、むだな金を使わずに済むように願って、私はこれに対する反対の討論とします。

次に、国民健康保険税の問題です。53号です。

国民健康保険会計、今回は17,000千円の余剰金が出ています。今回、論議の中でわかりましたが、50,000千円ぐらいの不納欠損が出ているということです。こういう実態を見るときに、市民の大変な生活の実態というのが浮き彫りにされたと思います。確かに、決められたことは納めなくてはいけないことは十分にわかります。

しかし、なぜ今、こういう状態が出てきているかということ、特にしっかりと取り組んでいく必要があると思います。市は、取ることの方には積極的な対応策を立てておりますが、どうすれば市民がより払いやすいようにできるかということについては、全く取り上げられていないと言っても、私は言い過ぎでないと思います。

そういう面については、余剰金の問題、それから積立金の問題、そういうのを利用しながら、引き下げなど国保税の見直しをやっていく必要があると思います。市民は、命と健康が脅かされるものになります。また、このままいけば市の国保運営も大変になってくると思います。本当に市民が安心できるような国保運営を目指していただくことが大事だと思います。

しかし、この14年度の状況を見ましても、具体的な施策を私は見ることはできませんので、反対をしたいと思います。

以上で討論を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝でございます。私は、議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

地方財政は、自助と自立による新たな国と地方関係を確立するため、国の関与の縮減、地方公共団体の行政基礎の拡充及び地方財政の健全化や制度改革などを図ることを基本方針とされております。

本市における14年度決算額は13,764,019千円で、経常収支比率92.9%、公債費比率16.7%と、各財政指数は高い水準で推移されており、同市の財政状況は、依然として厳しい状況が続いております。

しかし、地方交付税等の長期見直しが困難な中で、事業の優先度、必要性及び後年度への財政負担を考慮されながら財政運営が図られた努力が見られます。事業の優先度、必要性については、市民の要望、ニーズに合った平等性を保ち、地域間の格差が出ないように新たな行政課題や実施すべき施策の選択、重点化を図る観点での施策の展開を強く望むものでもあります。本年度決算は、限られた財源を最大に有効に活用される努力がなされたと思っております。

以上、今後、さらなる創意工夫と経費節減で健全な財政運営を信じて、賛成の討論といたします。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。私は、議案第50号に対しまして反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

今、市民生活は社会状況の悪化、経済不況と、地域経済の悪化が依然として続く中、医療費の大幅負担増、年金の切り下げと相次ぎ、大変厳しいものとなっております。

このような中、昭和23年に人事院勧告が始まって以来、昨年の12月議会に人勧の引き下げが提案をなされ、このことは私自身、不利益遡及に当たるということで反対をしてきたところです。一度、法に基づき支払われた賃金をさかのぼって取り戻すというやり方は、民間であれ、公務であれ、容認できないと考えるものであるからです。人事院勧告は、給与水準にかかわる勧告で、民間賃金の動向を反映したものとはいえ、公務員の賃金は、地方では社会的情勢や民間労働者、パート労働者への賃金の動向と、一斉に大きく反映をしてきていると考えるものでございます。

なお、ことし11月の臨時議会におきましても、5年連続の一時金の引き下げに加え、2年連続の給与の引き下げ、さらに本年も賃下げを4月にさかのぼらせる不利益遡及の脱法行為

を、またしても実施されることになりました。今後も、人事院勧告のマイナス勧告等は予想され、厳しい状況が続くことを危惧している一人であります。

本議会は、一括討論、採決という方法で、給与の件はすべてにかかわるものであり、このような理由に基づき、私は反対をするものでございます。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第51号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第52号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第52号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第53号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第53号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第54号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員

長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第54号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第55号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第55号は提案のとおり認定されました。

日程第2 議案第70号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2、議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定について御説明いたします。

この条例は、伝統的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって歴史と文化を表現し、形づくっている景観というものを守り、育て、つくり、次へと伝えていくためであります。そして、現在、浜では酒蔵通りを中心に町並み保存を推進しておりますが、今後、鹿島市が伝統的建造物群保存地区の指定をし、その後、国による重要伝統的建造物群保存地区の選定へと向けて具体的な取り組みを進めていくためでもあります。

では、条例の概要について申し上げます。

この条例は、全体で30条から成っております、これを八つの章に分けております。

まず、第1章 総則は、第1条から第4条までであります、条例の目的や用語の定義、そして、市長や市民等の責務について述べております。

第1条で「目的」としましては、鹿島市独自の風土と文化により醸成された歴史的なまちなみを保存し、市民が親しみと誇りを持ち、住み続けることができるまちづくりを進めるためであります。このためには、第3条で、市長は必要な施策を策定し、実施をする。また、第4条で、市民等は、景観が市民共有の財産ということ認識し、積極的に景観形成に寄与するよう努力するということをおたっております。

第2章は、景観形成地区に関しての内容であり、第5条から第11条までであります。

ここでは、第5条で景観形成を図るため、必要な地域を歴史的景観審議会の意見を聞いて市長が景観形成地区として指定するものであり、指定をしたら告示をすることになります。

そして、第6条にありますように、地区指定をしたら第5条と同じように審議会の意見を聞いて景観形成基準を策定し、告示をします。景観形成基準の中身は、第3項の1号から8号の中で必要なものについて定めることになっております。

景観形成地区を指定したらどうなるかといいますと、第7条にありますように「行為の届出」となります。景観形成地区内で1号から5号までの行為をしようとする人は、事前に市長へ届け出るようになります。ただし、第2項で非常災害の応急措置や軽易な行為等は適用除外となります。

第8条で「景観形成基準の遵守」、第9条で「景観形成基準に基づく助言、指導又は勧告」、第10条で「行為の報告等」をうたっております。

第3章は、景観保存物件についてであります。

第12条では、基本は景観形成地区内ですが、景観形成上、特に必要と認められる建築物等を景観保存建造物、その他の物件を景観保存環境物件、この二つを合わせて景観保存物件として指定することができるようになっております。ただし、第2項では景観形成地区や保存地区の近くにあり、これらの景観形成上、特に必要な場合は景観保存建造物、景観保存環境物件として指定することができるというものであります。これらの指定については、審議会の意見を聞き、所有者の同意を得る必要があります。指定をしたら告示をすることになります。

景観保存物件に指定されたらどうなるかといいますと、第13条にありますように、現状変更行為は市長の許可制になります。具体的には1号から6号の内容がそれに該当します。

第14条は「許可の基準」、第15条は「国の機関等に関する特例」であり、国や地方公共団体等は第13条のような許可ではなく、事前の協議となります。第16条は、第13条第1項の現状変更行為の規制や、第15条の「国の機関等に関する特例」は、文化財保護法施行令第4条第6項に規定する行為で、規則で定めるものについては適用しないというものであります。第17条は許可の取り消しや工事の停止を命じることができること等を定めております。

第4章は、伝統的建造物群保存地区に関することであります。

第18条で、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する必要がある地区について、文化財保護法第83条の3第1項の規定により、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができますとあります。保存地区を定めたら、第19条にありますように、市長及び教育委員会は保存計画を策定しなければなりません。この保存計画の内容は、第2項の1号から5号までの項目ですが、保存基本計画、伝統的建造物と環境物件の決定、それらの保存整備計画、助成措置、保存地区の環境整備計画などであります。この計画をつくるに当たっては、審議会の意見を聞くこととなります。そして、告示をします。

次に、第20条にありますように、第18条で定めた伝統的建造物群保存地区で1号から6号までの行為をしようとする場合は、市長と教育委員会の許可制となります。第21条が「許可

の基準」で、大きくは伝統的建造物とそれ以外について示しております。第22条は「国の機関等に関する特例」で、国や地方公共団体等に関しては景観保存物件の場合と同じく事前協議の対象となっております。第23条は、16条と同じように「許可及び協議の特例」であります。第24条は「許可の取消し等」を上げております。

第5章は、補助等であります。

経費の補助に関しては第25条にありますように、景観保存物件や伝統的建造物群保存地区内の建築物等や環境物件に対して経費の一部を補助することができることをうたっております。

第6章は、鹿島市歴史的景観審議会についてであります。

第26条で審議会の設置を、第27条で組織と運営について示しております。

第7章は、罰則ですが、第4章の伝統的建造物群保存地区で、第20条第1項の現状変更行為の規制の規定に違反した者、それから、第24条の許可の取り消し等の規定に基づく命令に違反した者については、第28条にありますように50千円以下の罰金となっております。第29条は「両罰規定」ですが、違反行為者だけでなく、その法人や人に対しても罰金を課すというものであります。

第8章は、雑則であり、第30条で規則を定めることができるとなっております。

以上で鹿島市歴史的景観条例の概要の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

三、四点質問をいたします。事前に委員会、あるいは全協等で説明を出されておりますが、確認の意味も含めて重要と思われる点についてお尋ねをいたします。

そのうちのまず第1点でございますが、この条例は浜町の、いわゆる今の酒蔵通りを中心とするところにその目的を置いて条例を制定されようとしたしておられるように見受けられますけど、鹿島の歴史を残す地域といいますか、そういうものは武家屋敷も古くて新しい鹿島の一つの課題としてあろうかと思うんですね。むしろ、酒蔵通りが語られる以前から武家屋敷通りの保存については市民の声も強いものが残っていたというふうに思いますが、この条例を制定されて武家屋敷の通りの扱いをどういうふうにされようとしておるのか、そこまで包含をするのか。従来までの説明でいきますと、図示もされていないようでございますが、そこら辺についての見解をお尋ねしたいと思っております。（「ちょっと暫時休憩させてください」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

そのまま暫時休憩。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（小池幸照君）

会議を開きます。

16番議員の質問に対する答弁をお願いします。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

今回の条例は、鹿島市歴史的景観条例という内容になっております。鹿島市独自の文化であります伝統的な町並みや集落、景観が数多く残されておりますので、浜町だけに限定した条例というわけではありません。まず、鹿島市全体の歴史的景観を守っていこうということでの条例であります。その中で、今、町並み保存が具体的に進められているのが浜町ということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということになりますと、文化庁の一つの見方といいますか、指導によれば、今、予定をしている酒蔵通りの価値も十分認められるけれども、庄金の町並みはさらに特徴を持った町並みというふうに認められると。むしろ、そちらの方が先行してもいいぐらいの価値があるんだというような説明をされたと思っております。そういった点では、一応、事前の説明の図面の中には庄金もそのエリアに想定をされているというふうに見受けますが、ここはまだ地元の説明も行われていないのではないかと思うんですが、いずれ、そうした形で私の今の質問の趣旨をとらえられるならば、本市の歴史的町並み保存を必要とする、該当する地域については、具体的な実施に移すというのはやっぱり地元の環境の醸成のぐあいとか、市の予算上の問題とか、要するに執行に当たる事前の準備が整った地域からということになりましようけれども、基本計画を定めるという時点におけるこの条例制定をする際には、今言われるように武家屋敷通りもそれと同等、あるいはそれ以上の価値があるというふうに当局が認められるならば、当然、この時点における一つの指定を想定した地域として上げるべきだというふうに考えるわけですが、そういった準備はされるのか、されないのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

町並みの保存につきましては、建物というのは個人の所有でありますので、まず所有者の理解というのが必要であります。それから、その町並みを一つのエリアとして残すというこ

とからは、所有者だけでなく地域、地元といたしますか、そういった取り組みも必要になると思っております。ですので、そういった地域としての盛り上がりといたしますか、そういうものがどうしても前提条件にありますので、そういったものが出てきましたら、当然、取り組みの対象になると考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

であるとするならば、酒蔵通りについては80.3%の地元の同意が得られておると、世帯数に対してだと思えますけど。それから、浜の駅前通りの景観条例に該当する地域については70%程度が得られているという説明があってございましたけど、今のようにその集落、あるいは建物を保有される個人の同意、条件が醸成をしてからというふうに言われますけど、庄金の場合は地元の同意をとられたという経過があって予定をされようとしているのかどうかについてちょっと矛盾を感じますが、その庄金について、地元同意を得られる手だてもとられてきたかどうかについて、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

これまで町並み保存につきましては、地元のいろんな方たちがその取り組みをなされております。その中で、先日、関係の区長さんのところに行きまして、この町並み保存、伝建に向けての町並み保存については積極的に協力すると言っていたいております。

以上です。（「それは庄金ですか」と呼ぶ者あり）はい、庄金も含めてであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

庄金については区長さんのところに行って、行政区の区長さんの御協力だけには取りつけられたということですけど、駅前通り、あるいは伝建地区に想定をされておる酒蔵通りについては、恐らく全世帯の同意を得るための接触を持たれたと思うんですけど、庄金については、まだ行政区長さんの了解を得たという次元にとどまっておるわけですね。そういうふう到现在のお話では確認できますが、もし酒蔵通りもその伝建、あるいは町並み保存地区の重要な一面を占める本市の財産だというふうにとらえられておるとするならば、同等な扱いをすべきではないかという疑問からお尋ねをしておるわけですが、何で温かみが、要するにぬくもりというのですか、地区によって扱いがそういうふう違うのか。庄金についてはエリアを示された、しかし、武家屋敷通りについてはまだ何ら手が施されていないという経過をたどって

の今日ではないかと思うんですね。ですから、庄金もそうであるならば、やはり武家屋敷の一面を占める地域にも同等な扱いをして、そこまで想定をした条例として議会にも市民の前にも示すべきではないかと、これは率直な気持ちがいたしますから、そこについてお尋ねをいたしておるわけですが、理解のできるような御答弁をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

これまでの経緯というのは、数年前から市内各所の歴史的な価値についての調査に基づいて、例えば、文化庁、あるいは専門家等の見解を参考にしまして、ある程度まとまりのあるエリアとして伝建地区が想定をされるであろうという指導に基づいたものでありまして、庄金地区もその一面にあるというようなとらえ方で現状に至っているような状況でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今、教育長がおっしゃるまとまりというのは、今の酒蔵通りも一つのまとまりであるし、庄金という地域も一つのまとまりであるし、そういう個別のまとまりという意味では武家屋敷通りというのも一つのまとまりだと思うんですね。言われるように浜地区としてのまとまりとか、旧鹿島町としてのまとまりとか、そういう次元ではないというふうに思うんですけど、今のお答えでは私の質問に答えられていないというふうに思うんですが、そこら辺、もう一回お願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

武家屋敷通りも今のような論法で対比をされるということには当たらないと思います。その理由を申し上げます。

今までの経過を話しますと、住民の皆さんが酒蔵通りについてはほぼ合意をさせていただいた、これは数年という時間が必要でございました。もちろん、これは大学の先生たち、あるいは文化庁と色々な打ち合わせをしながらここまで持ってまいりました。ここに来て、文化庁の指導官の方が、この重伝建指定というのは文化庁が決定をするわけではないと。文化審議会ですか、この審議会を経て、そして最終決定になると。この審議会が無事重伝建の指定を通過しやすい、この庄金を入れた方がより認可が受けやすいと、こういうふうな指導があったもんですから、庄金については酒蔵通りのように我々は今まで説明なり何なりは余りしなかったと、こういうことであります。当初、大学の先生とか文化庁とか、今の酒蔵通り、あるいは駅前ぐらいでいけるというふうな判断でございましたが、どうも審議会の模様

というのはそういうふう判断をされたようでございまして、新たに庄金の方もお願いをすると、こういうことになったわけでありまして。

したがって、武家屋敷というのはまた全然別話でありまして、庄金というのは、この酒蔵通りに加えるということでありまして、武家屋敷とは全然方向が、地区が違いますので、武家屋敷は武家屋敷でまた別に論じるということでありまして。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

事前に産業建設委員会に説明に当たられた教育委員会と所掌の都市建設課の席上で言われたことは、今の市長の話と違うんですね。前段の答弁でもそうだったんですが、市の伝建に相当する、全体を網羅した条例制定を想定しているというふうに説明をされておるんですよ。今の市長の答弁では、そこは想定されていないということになっておるわけですね。そうでしょう。酒蔵通りの認定を受けやすいようにするためには庄金を入れとった方がいいという次元の話ですよ。だから、私は違うように今聞き受けましたけど、もう一回説明をしてください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この条例、鹿島市歴史的景観条例は先ほど課長が言いましたように、鹿島市内全体を網羅します。そのための条例です。浜、酒蔵通りの伝建、重伝建の指定というのはこれから先の話です。まず、基本的に条例制定をして、そして、次にどの地域を重伝建施設として私たちは申請をするかと、こういう順番になります。その申請が通りやすいか、通りにくいかという点でいえば、庄金の方も入れておった方が重伝建施設の承認についてはそっちが容易であると、こういう判断だということです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、大体わかりました。確認をいたしたいと思いますが、条例は市全体の伝建に相当する部分と思われるところを網羅させたいと。当面の事業を目的としておるのが浜地区の一面だと。だから、第2次の指定というのも、当然武家屋敷を含めて想定をしておるという意味でいいんですかね、要するに今後の指定地域としては。よろしいですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現時点ではっきり想定をしている、具体的にどこをとということとはございません。今、浜を一生懸命やっていますから。

ただし、先ほど言いましたように、じゃあ、武家屋敷をという機運が盛り上がれば、それは可能だということです。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

なお、議案書の説明不足等がありましたので、これを許します。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

それでは、当初の説明の中で説明していなかった分がありますので、説明をさせていただきます。

ページ11、12になります。附則の部分です。

まず、施行期日、「1 この条例は、公布の日から施行する。」、二つ目が「鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。」、別表の第1の中で、合併協議会委員の次に、歴史的景観審議会委員として日額5,100円というふうに改正をさせていただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○議長（小池幸照君）

16番議員の質疑を続けます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、2点目の質問に移りたいと思いますが、最近往々にして、特に事業課の説明では、新規事業を採択する場合には地元の100%の同意を前提として事業の採択を考えていきたいということがよく言われて公共事業がなかなかうまく進まない。もちろん、これには背景としては財政事情も絡んでいるということは十分承知をいたしておりますが、この地元の同意について、100%の同意を前提として他事業は考えられるが、本事業については先ほど示した程度の同意、もちろん多数の同意ということにはなりますが、100%にはまだ到底満たさない数値しか出ていないわけですが、その件については他事業との採択の比較、要するに今までの説明と今回7割ないし8割の同意を得られて、なおこれを着手したいという点で説明をいただけませんか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

その事業の目的を達成するために用地買収が必要なもの、今回のものは例えば、駐車場とか公園とか数カ所、今の計画ではなっております。これが必ずそうなるということではございませんが、ここの場所がだめな場合はこっちの場所で聞くと、こういうことになっておりますので、100%の同意ということとは必ずしも一致しません。そして、今回の条例は、それとはちょっと別のものだというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ということは本事業を、今回条例を制定したいということですが、した上で具体的な基本計画が策定をされ、実施計画に移っていくということになっていくだろうと思います、行政手続上はですね。そうしたときに、今言われるような、例えば、道路の拡張だとか、あるいは駐車場の整備だとかいう具体的な課題が出てまいります。その折はやはり100%の同意を前提として着手をするかしないのかの判断をされるというふうに見てよろしいわけですかね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これも今の現段階で条例とは関係ございませんが、ただいまの御質問は。もし、そうなくても、結局、酒蔵通りの道路は拡張いたしません。現道のままと、むしろ、これが原則であります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そこには市の事業に対する一つの意気込みというですか、その問題との兼ね合いだろうと私は判断をしておるんです。同意が100%得られれば採択はするけれども、そうでない場合でもやはり市の強い意思をもってされる事業については説得してでもやると。私はむしろ、後者の方が行政の公益性、公平性、あるいは将来の鹿島を展望した場合は後者を選ぶべきだというふうにとらえます。この件についての答弁は必要といたしません。

それと直接関係はいたしません、次のテーマに移るといふふうに議長、とらえていただいていると思います。

庄金地区については、まだ区長さんに積極的な応援をしたいというような言質をいただいたということですが、この庄金も含めて、あるいは駅前通りの景観条例に網羅をされる地域も含めて、事業を本気ですべて完結をするつもりで今回の指定を予定されているのかどうか。極端な話、酒蔵通りの景観を整備したいと、そのために補助金をたぐっていった

らこういう制度があったと。その制度を活用するためにはこうした条例措置と景観条例を含めて色塗りといいますか、一定の範囲を決めなければならないからそういう手続を踏んでいるということなのか。私は後者の方であれば、本気になって整備をしないくせに、ただ、補助金を得るための今度の制度整備だということで、利用されるだけの地域になってはならないと思うんですね。したがって、この際、この伝建、今予定をされておる酒蔵通りを中心とする伝建、当初予定をされておったこの地域の整備にとどまらず、駅前の景観条例に基づく整備、それから後に予定をされて今回網羅をされようとしておる庄金の整備についてもやっていくということをはっきりこの場で確認をいただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど申しましたような経過を経て庄金地区ということが出てまいりました。これはもちろん、地元の同意が必要であります。その上で、最終的に重伝建の指定に向けて庄金も一緒に申請をすることができたとします。それが酒蔵通りと同時に重伝建に指定をされたとします。そうしますと、当然、庄金の方はやると、こういうことです。

ただ、事業をやっていく場合に優先順位というのは当然あります。しかし、これは庄金の方が指定されて、ただいま申されましたような位置づけにしてほったらかすと、こういうことは決してございません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それでは、次の質問項目に移りますが、財政計画についてお尋ねをいたします。

ただいまのような姿勢で本事業に取り組んでいきたいというようなことでございますが、合併も控えて、財政の練り直しというのも長期計画をしなければならんというふうには思いますが、当地域の整備を進めていくということになれば、それ相当の財源を必要とするというふうに考えます。そういった点で、この際、議会で審議するに当たって、やっぱり私たちとしては鹿島全体の事務事業とのバランスを見て本事業の進捗についての今後の審議についても、我々の姿勢についても判断をしていかなければならないというふうな感じがいたしております。午前中の14年度の決算状況を見ても、財政状況についてかなりたくさんの質疑も出されておるわけでございまして、具体的な質問ですが、本事業の全体事業費をどの程度見積もられて、何年間ぐらいの事業計画を想定されておるのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

条例制定を今お願いしておりますが、その先の具体的な事業費まで今答えにやいかんですかね。まだ、最終的に次の事業を審議していただく段階で、そういうものについてはびしっとした準備をしながら臨むということではないかと思えます。

ただ、申し上げておきたいことは、合併ができた場合とできなかった場合は、主に都市計画事業の町並み環境整備事業の方は投資額が当然違ってまいります。ただ、伝統的な建造物の改造そのものについて、これは長い期間かかってやりますので、それは財源は確保できるという見通しは私は持っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

当然、私は財政計画というのは伴う問題だろうと思えますね。条例を制定する、その条例を制定するに当たって、どういう事業を範疇に、どういう地域を想定しておるのかというのを私は前段質問をしてきたわけであって、そういうものを想定した上で、おおむねこの程度の総事業費を予定し、何年次ぐらいをかけて今事業が完成するんだというのは、大まかはやっぱり市全体としての合意というのですか、行政としての一つの方針があってしかるべきだと思うんですね。それはそのとき次第ということではいかがなものかというふうに思うんです。（「どうして条例がつくれんかな」と呼ぶ者あり）いや、そうでなければ、鹿島市にとって先ほど言われたような事業をするについて、重過ぎるのか、重過ぎないのかというのは私たちの判断材料の一つだろうと思うんですよ。私は事業計画と財政計画は出されるべきだというふうに思います。その点いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

通常、伝建、重伝建に選定されますと、国、県の補助をいただいて家屋補修なんかできるようになっております。そういったもの、よその例を見ますと、大体補助金ベースで今までの例が30,000千円ぐらい、毎年ですね。そういったベースでよそは来ているようであります。以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今のは一つの構造物を整備するについての個別の制度がそういうふうになっておるという説明であって、私の質問に対する答えにはなっていないと思うんですね。むしろ、財政当局がこの問題についてどういうふうな感覚を持って、これはいけるというような感覚を持って

庁内での打ち合わせ、すり合わせが済んだ上で計画を立てようとしておられるというふうには思いませんよ。だから、今のような答弁では極めて不十分です。我々も市民には説明ができません。ところで、今回、伝建条例、景観条例をつくったけど、この範疇に決まったけど、何年くらいかけて、どの程度の費用をかけてやるんだねと聞かれたときに、そのとき次第くさんたという答えは、私は責任持てできないということを申し上げておるんです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど武家屋敷もそういう機運が盛り上がり得るという話もしました。そういうことを考えますと、ただいまの論法でいけば、武家屋敷の方はそいぎ幾らぐらいかかるとかと、それも明らかにせんぎ、この条例通されんぞと、そういうことになるわけですし、これは次の段階で具体的に何の事業を入れるかということ、その段階で我々はそれを明らかにすべきだということを申し上げているわけです。

また、文化庁にどの範囲でどれくらいのものまで文化庁が認可の範囲内に入るのかどうかということも、今はっきりしていないわけです。申請をして、どの範囲内の、どれくらいの制度の事業についてということに明らかになってきますので、そのあたりがはっきりしないことには我々の財政のちゃんとした予定というのも組めない、こういうことであります。

そして、もう一つの要素は、合併した場合とできなかった場合は、これは違ってくる、ということなんです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

恐らく何十億円ほどの金がかかるかもわからないというふうな、これは私の素人判断ですが、そうした多額の財政を必要とする事業に着手をする前段の条例整備の議論をする際に、今の市長の発言はすりかえだと思いませんか。片方では武家屋敷も入れろと言いながら、そいぎどうということかと、それはすりかえですよ。私が午前中申し上げたのは、伝建と思われる施設は、このほかにも鹿島市内にあるわけであって、やっぱりそういったものも視野に入れて物事を考えるべきだという議論をしておるんですよ。事業の総費用が幾らかかるかという議論をするときに、そういう言い方をするというのは私はすりかえだと思いませんか。私はそういうふうには認識をします。お答えになっていないですもん。この問題については調整をされていないということのようですので、次に進みます。

最後になりますが、審議会を立ち上げるというようなことになっておるようでございますけど、この審議会に与えられる権能といいますか、どういう内容について審議をする、ある

いは審議を付託すると。条文に書いてはありますけど、具体的にどういうふうなことなのか。例えば、エリアは今回、附属資料につけてありますので、エリアはわかりますが、そのほかに実施計画、基本計画があるのか、あるいは年々の執行範囲を決めるということになるのか知りませんが、どういうものを想定されているか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

まず、審議会の役割としましては、第19条にあります保存計画、保存計画につきましては第2項であります基本計画とか、それから伝統的建造物、環境物件の決定、それから保存整備計画、調整措置等、それから環境の整備、そういったものを審議会に諮るというふうになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ここの8ページに書いてあるのはわかった上で質問をいたしておりますが、例えば、環境物件に関する助成措置ということなども書いてありますけど、助成をするとき、要するにこの審議会というのはその裁量権まで持ったということですかね、助成をされる、その助成の割合が審議会が何%補助をすとかしないとか、そういう審議まで及ぶということになるわけですかね。普通の補助というのは、鹿島市の補助であれば団体補助は何%までとか、土地改良事業の場合は10%だとか15%だとか、そういう定めがありますけど、そうしたものをこの審議会というのは審議する権限を持っておられる、そういう疑問があるからお尋ねをしておるんですが、そこら辺どうですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

およそ審議会というのは、これに限らず決定権、市の政策としての最終決定権はないわけです。市長が必要とするものについて審議会に審議をしてくださいというふうにお願いします。それを参考にして市長が最終的に決定をすると、こういうことです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

まだ、余り具体的な血肉のシミュレーションがされていないような実感がしますが、最後に、その審議会の構成というのは大体何人ぐらいで、どうした立場の方などを想定されてお

るか、それについてお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

審議会の内容につきましては規則で決めますけれども、今現在、定数15名以内を予定しております。よその事例といいますか——も大体15名以内でやっているようでございます。その人選につきましては現在は白紙の状態でありますけれども、関係機関とか団体、地元から幅広くお願いしたいと思っておりますし、また、審議の内容というのが専門的な分野になることも多いと思われまますので、そういった点から学識経験者に入ってもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

まだ、15名程度ということで、どういう立場というですか、見識の方を当てるかもまだ十分詰まっていないようではございますが、審議会の委員というのは行政の方で決められるわけであって、幾らか我々も気になるところもありますが、いずれにしてもまだ全体的に、ちょっと私がここに質問に立っても意味のあった結果が出たものもありますが、ほとんどがまだ十分内容的に練られていないなというような実感がいたします。とりあえず条例制定をして、伝建、あるいは景観条例の指定を受けるために走りに走ってこられて、今日この場にあるのかなという実感をお受けいたしております。また、質問の機会があるようでありますので、その場でまた詳しくはお尋ねをしてみたいと思っております。

終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。非常に簡単な質問ですけど、今、私の質問の前にですが、谷口議員の質問を聞いておって、私自身もどうかなと思っていた分についても触れられてきました。特に、このことをすることによって、今後財政計画の問題がどうなっていくだろうかという、その疑問というのも私にはありましたが、先ほどの御答弁の中ではとりあえず条例制定であるというようなことですが、そして、これは端的、国、県に申請をするに当たって条例がないとできないから、とりあえずやるというようにとらえていいものではないでしょうか、その辺はちょっと私もよくわかりませんので、私自身、総務委員会の中での論議もありましたが、その辺については十分理解しておりませんでしたので、その辺はどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

きょうは具体的な事業の認定方をお願いしているのではございません。景観条例に対する基本的な取り決めごとということをお願いしているわけです。これは当然、実施計画とか財政計画には組み入れております。じゃあ、具体的にどれとどれとどれかと、そこまでの詰めはやっておりません。ただ、財政的には実施計画と中期財政計画には入れておりますので、そのあたりのことまでなんです。だから、むやみ、無鉄砲に何にも根拠のない、財政的な裏づけのないものをやろうということではございません。それは具体的な事業を御審議お願いする際に明らかにしますと、こういうふうに申し上げているわけです。（「だから、国に出さんといかんから、土台の条例がないと出されんからというようなことがあるんですか」と呼ぶ者あり）今までの経過の前後関係からいいますと、そういうことです。しかし、翻って考えてみますと、ここは根本的に必要ということであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

そこの辺で非常に気を使うのは、既に事業が具体的になっていないにしても、先ほどからも出ておりますように酒蔵通りの問題とか、そんなのが先に走っているわけですよ、出ているわけでしょう。だから、やっぱりそこんとと具体的にすぐ結びついていくんだなという感じを受けるもんですからね、そういう心配をするわけですよ、心配というか、具体的に、じゃあ、どれだけ財政的に必要なのかと、特に先ほど14年度の決算で申しましたように、本当に今の状況が大変な時期にこういうものをぱっと、莫大な金がかかるであろうと思われるのが、そういう形で入り込んでいいのかなというふうなわからない面がありますからね、お尋ねをしているわけです。そこのところはそういう状況です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実施計画並びに地域財政計画に盛り込んでおりますが、これは合併がもしできるとすれば、1年度1年度の金額、総事業費、このあたりも合併の効果によって少し余裕が出てきますので、合併しない場合よりか事業費が多くかけることができると、こういうことになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今、合併との関連が出てきましたが、そういうのが出てきたからですが、それでは合併を

したときの方がより財政的な効果があるような受けとめ方をしましたが、そういう状況があるから余計これを急いで制定をして、合併特例債ですか、そういうものの利用ができるんじゃないかというお考えもあるんですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは合併をしなくてもやります。ただ、事業費の総額が、例えば合併できて、この事業に関して私は合併特例債の適用を受けたいと、その申請をしたいというふうに思っておりますが、その適用を受けたりしたらまた全然違っていきますし、ただ、この事業そのものはやりますので、どれくらいの規模でどれくらいの中身でやれるかというのは、合併した場合となかった場合は違ってくると、こういうことです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、次に行きたいと思いますが、景観条例ということでいろんな規定がされてくると思いますが、例えば、お尋ねをしたいと思いますのは広告物の取り扱いの問題ですね。これは非常に私たちもいろんな面でどうなるかなと心配しているわけですが、私たちも政党としてのポスターをこのおたくにお願いをして張るとか、いろんなものがありますし、ほかのいろんな人たちも品物の宣伝とか、いろんな催しものの宣伝とかということで、今は個人の家にポスターを張るといようなことがあるわけですね。例えば、よそのおたくに張らないにしても、私自身が枠内に住んでいるとして、自分みずから利用するポスターなんかその家に張るといこともあると思いますが、こういうことが制定されるとなると、こういう宣伝物、広告物の取り扱いというのは、先ほど条例を見ますと、届け出許可を得らんといかんというような、そこで該当するのかわかりませんが、その辺の取り扱いがどうなっていくんだろうかなという気がしますが、具体的にどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

景観形成地区を決めましたら、そこで景観形成基準というのを定めます。その中で、これは第6条ですけれども、第6条の3項の4番「広告物及び広告物を掲出する物件の意匠、色彩及び表示の方法」ということで上がっております。この景観形成基準1から8ありますが、その中で必要なものについて定めますので、その景観形成地区というのがどういった景観形成基準になるかは、審議会の中でいろいろ意見を出して最終的に市の方で決めますので、そこで広告物については審議されるというふうになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ということになりますと、現在行っているような自由な広告物の掲示はできないということになると思いますよね。そのことが、例えば、自分の家であろうともそれが許されないということになると思いますが、例えば、こういう指定された分がほんの一部だということになれば、それでも差しさわりはあるわけですが、何とかなるという部分もあると思いますが、先ほどから話が出ておりますように駅前だとか、庄金だとか、それから酒蔵通りだとか、また、あるときは先ほどから出ておりますように武家屋敷の通りとか、だんだんだんだん市内に大きく広がっていくということになりますと、本当に私たちもそれぞれの個々のおたくにお願いをしてポスターを張るとか、いろんなことをやるわけですけどね、そういうのが制限をされてくるということになるわけですね。これは私たちだけでなく、ほかにいろんな催し物の案内をすとかなんかということであるとと思うんですよ。そういうことになりますと、その地域に合わせたポスターがつけられる分でしたら、そういう条件に合わせながらつくるといってもありますが、じゃない条件というものもいっぱい出てくるわけですね。そういうことになりますと、本当に自由に知らせていくというようなそういう活動ができなくなると思いますが、そうなりますと、私は具体的にそこそこにお願ひできないとなれば、その地域に何らかの、だれもが自由に張れるような掲示板というのですか、その景観に合わせながら、中の内容物についてはいろいろあると思いますが、そういうことだって考えていく必要があると思うんですよね。ある面ではそっちを守るために一方は抑えつけられるということがあってはならないわけで、そういうことについてはいかがお考えになっていきますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

今の質問は、地区の中で自由に張れるような場所とか掲示板をつくるという、そういった方法があるんじゃないかということですけども、具体的にはこの審議会の中でいろいろ意見を出していただいて最終的には市の方で決めることになりますので、そういったことも一つの参考といいますか、検討にはなるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回は具体的に条例制定をするだけだということですが、確かに今、全国を回ってみますと、こういう形でのまちづくりというのが非常に進められていて、特に鹿島でも歴史的に保存しなくてはいけない地域があることはよくわかります。ただ、こういう条例をつくることによって無理がいかないように市民の暮らし、先ほど申しました、私は一つ広告物をとって申しあげましたが、本当にほかの分についてのしわ寄せが来ないような、そういう取り扱いをしていかなくちゃいけないんじゃないかと思います。それと同時に財政的な問題ですね、このこと自体直接じゃありませんが、具体的に取り組むということになりますと、これからまだまだ市の財政、県、国の財政が厳しくなっていくという中で、見ていますと、こういうのにはどんどんお金がついてきているのはわかりますが、しかし、今何を我が鹿島市としてやらなくちゃいけないかというところをよく考えながら、今後の対応をしていただくことをお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

申されますように、いわば個人の自由度を若干奪うようなことにも結果的になるわけですね。ただ、これは我々のとらえ方としては、地元の人なり、あるいは地域全体がこういう基準をみんなで作って、みんなで守っていこうと、決めていないことは何でもしていいというスタンスじゃなくて、できるだけこの景観条例の趣旨をみんなでわかりながら、理解しながら協力し合って守っていこうと、こういうスタンスが重要であると思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

中西でございますが、質問をいたします。まず、総括質疑というふうな性格のとらえ方でございますので、まずその点からお聞きをしたいと思います。

いみじくも、市長、先ほどこの景観条例については、市の方とその地域の人々とのお互いの意見の出し合いの中でまちづくりをしていくという意味での景観条例ということがございました。特に私から見れば、これは条例という内在的な効力がある分で考えてほしいんですが、私権——私の権利、私有財産、そういうものを大きく制限をする条例です、まずもってですね。このことについて、憲法においては私有財産制度を前提としておりますので、この条例が憲法違反になるかどうか、ならないというんであればならないという意味の根拠をまず示していただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

そのまま暫時休憩いたします。

午後 1 時 39 分 休憩

午後 1 時 40 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

21 番議員の答弁を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは例えば、刑法とかなんとかありますね、こういうことをすればこういう処罰をすると、これとは若干違うと思うんですね。やはり建物……（「刑法じゃなくて憲法です」と呼ぶ者あり）いやいや、だから、ちょっと聞いてください。例えば、即処罰と、こういうことではございません。例えば、刑法で言いますとね。泥棒するぎつと即処罰とあるわけでしょう、こういうものとは違うわけです。憲法に個人の自由というものがございます。これは法律も条例も憲法を逸脱する、あるいは越えるものではございません。

したがって、最終的に当事者と市長ないし教育長がいろんな話し合いをするわけですので、その中で意見調整をしていくということになります。

○議長（小池幸照君）

21 番中西裕司君。

○21 番（中西裕司君）

今までの議論の中で、この条例はいろんな形ですね、基本的な計画なり財源なり、その他もろもろを考えないでこの条例を判断してくれというようなことをおっしゃっていますよね。そういう意味では私はここに市長の債務、あるいは市民の債務、両方の債務があると、市民との債務があると。その中で、先ほど市長は兼ね合いだと、話し合いだというふうに言われましたが、この条例で私権を大幅に制約するところがかなりあるかと思うんですよ。そういう意味で、僕は大きく憲法違反じゃないかというふうな言い方をしましたが、それでないにしても、やはりそこが一番基本にならにやいかんと思うんですね、この条例においては。そうしないと、目的たるものが達成されないというふうな条例かと思うんですね。そういう意味ではやはり一生の責務、市民等の責務、これについて、もう少し具体的にどういふような場合がどういふふうになるのか、例えば、今、現実に市民から予定されておるその地域の同意、7割あればいいとか、そういう話がありますが、そういう場合に、じゃあ、どういふような内容の同意書というものをとられる予定なのか。これは多分、単なる手続上の問題だろうと思いますが、どのような内容で、ここで条例で掲げる市民の債務というものを担保される予定なのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

例えば、伝建地区において、最終的にそういった伝統的な建物とか、あるいは環境物件に

についてはその所有者の同意を得るようになっております。その同意書は様式がちゃんと示されておりますけれども、うちの方はこの後、準則に従いまして様式をつくるようになります。場合によってはその同意が得られない場合もよその事例としてはあるようであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

僕もですね、この条例について、同意書を手続的にとると、100%とれとは言いませんけれども、やはりそれくらいこの条例案は市民固有の持つ私有財産との兼ね合いが、一番ぶつかるところなんです。市長は今回の条例の目的として、まちづくりの理念を先ほどおっしゃいました。それも理解できるんですよ。ところが、本当に実務としてそれがなされるかどうかなんです。私も地元ですから、伝建の地元として地元のお話し合いに参加したことがあります。やはりこの際、もう補助ば幾らなっとんもろうて、きれいにした方がよかさいと、ただ、条件はつくばってんというようなお話をしたときもあります。市民の皆さんにです、近所の皆さんにですね。そいけん、一応同意だけは今回しとった方がよかじやなかねぐらいの形で、一応、この事業推進のための片棒を担いできましたけれども、今までの執行部の御意見で聞くと、やはりどうしてもそこに私有財産、本当に合理的な理由で制限できるのかどうかと、するのかという、これは大きな問題だと思っているんですよ。

で、これもあれでしょう、文化庁の指定を受けるための単なる条例じゃないわけですからね、やはりこれだけ市民の権利を制限していく重要な条例なわけですから、もう少し合理的な理由を、多分これは委員会の方に付託されるでしょうから、付託するんですよ、そういう方向で話が進んでおりますので、ぜひ委員会でもう少し制限をする合理的な理由、それをまとめてきてください。ちょっと議論ばしよっぎ時間の長うなっけんですよ。もし、課長、あればお願いします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

私権の制限についてでありますけれども、伝建の制度と申しますのは町並みという公共的な景観とか文化を歴史的な資産として保存し、まちづくりに活用する制度となりますけれども、この町並みの景観を含め、文化の保存という、公共の福祉のために個人の財産を活用するというものでありまして、憲法で許された範囲内の財産権の制限、憲法29条に「財産権は、これを侵してはならない。」、そして、「財産権の内容は、公共の福祉に適用するように、法律でこれを定める。」となっておりますけれども、こういうことから憲法に反しない範囲での財産権の制限と考えております。

そして、文化財保護法の第83条の3に、この保護については政令の定める基準に従い市町村は条例で当該地区の保存のため、必要な現状変更の規制やその保存のために必要な措置を定めるものとなっております。そういうことで、政令で定める基準に従わなければならないとなっております。

といいますのは、この保存地区の住民の皆さんの財産権や、ほかの公益との調整についても配慮しつつ、その規制の枠組みの基準を法令上明らかにして、条例による規制の適正を図る必要があるということから、政令の定める基準に従いというふうに法律の83条の3でなっているところであります。そしてまた、文化庁の通達で、この条例の制定については標準条例に準拠して制定されたいというふうになっております。そういうことから、その私権の制限といいますか、それは範囲内での財産権の制限というふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

公共の福祉のために私権が制限されるというようなことは承知しているわけですが、じゃあ、この場合の公共の福祉というのは何なんだと、先ほど課長は保護条例をもって言われたわけですが、そういうことでございますでしょう。

ただ、その地域における、やはり個々の条件というものはかなり違ってまいります。この条例ですね、今課長が言われたようにすんなりいくものではない、いろいろある。

これ、一つ確認をしたいんですよ。例えば、具体的な名前は言いませんけれども、市長の債務、あるいは市民の債務という問題を具体的にとらえてみます。実は今度、伝建じゃなくて、これは景観のところの範囲の建物があつたんです。これは古い倉庫なんですよ。倉庫をつぶすというときに、いや、これは重要だから市の方で寄附を受けましょうと、あるいはだれかが引き継いでくれというようなお話があつたと。ところが、その件については、結局結果的には市が、これは事実関係の確認ですよ——市が寄附を受けたと。で、市の方が地主さんとの条件でうまくいかなかったんで壊したと、壊さざるを得なかったというようなことを聞いております。実際ですね、あつたかどうかかわらんですよ。そういう場合もあつただろうと。まず、その事実関係の確認をしたいと思います。これは条例に直接関係ないわけじゃないんですよ。市民等の責務という問題で、市民がこの条例が通った後に、どがんこの条例に基づいて動くかということですから、あるいは動かされるかということですからね。やっぱり役所の、市長の責務だけじゃないんですよね。市民の責務というのがここに大きく携わっておりますので、そういう事実関係があつたかどうか、なかったらなかったで結構ですよ。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

市に寄贈を受けた古い蔵、倉庫といいますか、それを解体した経緯はございます。
以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

事実はあると。だから、それぐらい市長の方の責務もあるけど、やっぱりこの条例において——でも、これは条例としてはあれですからね、たまたま出先というのはおかしいけども、窓口は教育委員会の責任だろうけれども、同じこの条例に基づいてお互いに責務を負うということになります。実際、この条例が通る前にそういう事実があるわけですよ、そういう事実が。要するに、市が重要な建物だと思って寄附を受けた。受けた結果、壊さざるを得なかった。壊さざるを得なかった理由はそれぞれあるだろうけれども、そういうふうにしたと。正直、何のための事前調査であったり、あるいは範囲を浜町に限って言えば、江戸時代の町計画、そのときの都市計画、それに基づいて範囲を決めたとか言われるわけですよ。ただ、何でそれを壊してしまうんだと、寄附を受けてですよ。重要だと思って我がたちで、自分たちでこの建物は重要だと判断して寄附を受けて、そして、話がなかったから壊してしまう。当然、壊す費用は教育委員会の費用でしょう、壊した費用。指名競争入札をしたかどうかかわらんけれども、そういう問題につながっていきます。

ですから、私が言うのはそういう意味で市民の責務を、さっきから言っているように公共の福祉等の合理的な理由だけでは、本当にじゃあ役所はしてくれるんですかと、教育委員会の所掌について、本当に教育委員会が責任を持ってやってくれるんですかということなんです。それが現に今回崩されているわけですよ、役所の仕事に対するイメージがですね。壊されているわけですよ、市民から。だって、将来の当事者ですから。条例を通せば、将来、計画審議会の中の範囲の人になるわけですから、そういう意味では市民に対する取り組みを、僕はやっぱりここはきちっとすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今の該当のところにつきましては、直接の当事者といいますか、そして、近隣の町民の方々、そして私どもも含めまして、何とか保存をしたいという思いは全く同じであります。これはずっと一貫していたことでもありますけれども、ここ数年、当面の対応として何とか御理解をいただけないものかということ知恵を絞ってきたわけでもありますけれども、その該当の建物がすぐあの道路筋ですか、道端にあるということでの危険性、あるいは移転をしても再利用不可というような現実的な問題がありましたものですから、実態としては、かわらだ

けを何とか保存して、今後の伝建計画の中でトータル的に考えていく方がよりよかろうという判断で現状に至ったような経緯でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

そのときそのときの判断でいたし方ないという場合があるだろうけれども、やはり市民の協力を得て寄附を受けた、でも、移築先も見つからない、どうしようもない、借地権は時期が来てしまう、そのためにはもう壊さざるを得ないというような、そういうことだったんですよ、多分事実関係は。私も承知しているんですよ、これは。だから、そういう例が今後ないようにどのようにするかなんですよ。それは一つはやはりきちっとした説明、同意を得るための説明、7割でいいんだということじゃなくて、やはり面的な整備をする以上は、その範囲を決めた以上は、それに向かってしっかりやるということだろうと思います、庄金の問題も含めてですよ。そういうことであろうというふうに思います。それは希望を申し上げます。

もう1点なんです、これは都市計画課の方になろうかと思いますが、勉強会の中でもちょっと議論をしましたが、いわゆる個人の建物とか、あるいは公共物についてはそれぞれ補助を受けてやるだろうと、十分な補助を受けてやるだろうというふうに思います。ただ、いわゆる公共物である、例えば、道路なり側溝、電信柱、電話線、電話ボックス、あるいはトイレですね、そういうもろもろのものが多分今度の計画の中には入ってこようと思います。そういう場合に今度の条例化に基づく事業と、いわゆる都市計画課が持っている従来の、本来の仕事ですね、そういうものとの整合性の問題で御質問をしたいんですが、これは防災無線の塔をつくるときに、これは中村清議員が八宿の防災については、建物の前じゃなくて後ろの方に引っ込めてくれというようなことも前々に言っておられますね。というのは、やっぱり今回のこういう計画を前提にした意見を言われています。私もずっと昔になりますが、八宿の消防小屋の改築をしたときに、普通の消防小屋の形をしていました。そのときに設計変更をお願いして酒蔵にふさわしい、ちょっと表向きだけデザインを変えてもらった経緯があります。そのように努力はしていただいているんですが、問題は地中線化だというふうに思います。そういう意味で、これは多大な仕事になると思います。市長は今、道路は広げないということでございますから、現状の中でどういうふうに処理していくかというのは非常に大変だろうと思いますが、地中線化等のものがあると思いますが、その取り組みについて課長からの答弁をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

中西議員の御質問にお答えいたします。

町並み環境整備事業で道路、水路等についてどういうふうにして整備していく考えなのか、その中で電線の地中化等の計画があるのかどうかということですが、基本的にこの町並み環境整備というのは住環境の整備ということが目的としてあります、浜町の住環境の整備です。ですから、今までの公共事業と違いまして、先ほど市長から申しあげましたように、道路については現況を維持していくという形です。

それから、今後の計画につきましては、基本計画を町並み環境整備事業につきましては、今検討中といいますか、整理をしているところでございます。電線をどうしていくか、今後検討していくべき内容だと考えているところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

この条例が前提とする事業については非常に私自身も前から、地権者じゃありません、地元と、関連した地元ということでもって非常に興味深く、あるいは注意深くこれを見てきたつもりであります。今度の条例化によって、これで一步進むんだなということがあります。先ほど言ったようないろんな懸念事項があるにしても進んでいくものだなというふうに理解をします。

これは浜町振興会の、中村雄一郎議員が商工会の委員をしたときに浜町の再活性化のためのいろんなプランニングをしております。これをこの条例でもって単に保存・維持するだけじゃなく、これを再生・活用していくということも条例化の事業が進むにつれて、そういうものもある意味では大事になろうかと思えます。単に保存して終わり、補助をして終わりというんじゃないで、やはりこれを活用していく、余りにも高山の神様の町みたいな変な町になってもおかしいんですが、やはりいやしのできるまちづくりができればなあというふうに思っております。

私は常々、日常の中の非日常という理念がこの通りには欲しいなと、浜町には必要だよというようなことで常に言っておりました。そういう意味で最後に市長、やはり再活用といいますか、そういうものについて、市長の御所見をお聞きして質問を終わりたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私どもがこれを準備し、本格的な議論に持っていく際に、地元との確認をいたしたことがまさしく今議員おっしゃった、保存だけではある意味の制約もかかりますし、いろんな経費も要ります。保存だけということはなかなか現実的に難しいと、これは全国の例を見てもそ

うであります。そういうことで、この保存と活用というものをやはり抱き合わせてやらないと、この事業自体もうまくいかないし、また、地域の活性化に結びつかないということになりますと何のためだったのかということになりますので、ただいまおっしゃったとおり、そういう理念を掲げながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第70号 鹿島市歴史的景観条例の制定については、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生委員会に付託いたします。

10分間ほど暫時休憩いたします。

午後2時7分 休憩

午後2時17分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、お諮りいたします。議案第71号から議案第78号までの8議案は、会議規則第3条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号から議案第78号までの8議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案第71号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第71号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。正宝選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（正宝典子君）

それでは、議案第71号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、公職選挙法の一部が改正され、新たに期日前投票制度が創設されたことに伴い、条例の整備をお願いするものでございます。改正の主な内容としましては、期日前投票所の投票管理者及び同立会人の費用弁償の創設でございます。それでは、期日前投票制度について御説明いたします。

この制度は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため創設された制度でございまして、従

来の不在者投票のうち、選挙人名簿登録地の市町村の選挙管理委員会において行われる不在者投票が原則として期日前投票に移行されることとなります。それで、指定病院施設等での不在者投票については従来の不在者投票が行われることとなります。従来、不在者投票の投票手続としまして、投票用紙を内封筒、外封筒に入れ、選挙人が外封筒に署名し、これを投票所の投票管理者が受理、不受理の決定をいたしまして、受理を決定したものを開封して投票箱に投函をしておりましたが、このような投票手続を大幅に簡素化いたしまして、選挙人本人が投票用紙を直接投票箱に投函できるようになりました。このように期日前投票は、選挙当日の投票同様に直接投票箱に投票できる確定投票となりますので、投票所と同じく投票管理者と投票立会人が期日前投票所に常駐して管理することとなりますので、今回、費用弁償の創設をお願いするものでございます。

なお、投票時間は従来の不在者投票と同じく、午前8時30分から午後8時まででございます。また、投票期間は、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までで、従来の不在者投票の期間より1日短くなっております。施行日につきましては、平成15年12月1日でございますので、来年執行予定の参議院議員通常選挙はこの制度が適用されることとなります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。

議案書は13ページから14ページでございますが、説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

説明の前にちょっと資料の訂正をお願いしたいと思いますが、条例の名称が、「鹿島特別職の報酬で非常勤のもの」となっておりますのを、「鹿島市特別職の職員で」ということで訂正をお願いいたします。

それでは、新旧対照表の左側が新で、右側が旧でございます。アンダーラインを引いた部分が今回改正をお願いしているところでございます。

では、別表第1中、旧の「投票管理者」を「投票所の投票管理者」に改め、新たに「期日前投票所の投票管理者1日11,200円」を加え、また、「投票立会人」を「投票所の投票立会人」と改めまして、新たに「期日前投票所の投票立会人1日9,600円」を加えるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

簡単に自席でお尋ねいたします。

この議案第71号の件で関連性ですけれども、今回、不在者投票の制度の名称が期日前投票制度に変更され、投票方法が大幅に簡素化されたということで今説明があったんですけれども、現在、その前まで当市の3階で不在者投票が行われていたんですけれども、今説明によ

れば、しやすい投票方法ということでありました。そういうことで、これが1階にできないものか。以前は市民会館等で行われていましたので、そのことでお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

正宝選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（正宝典子君）

水頭議員にお答えいたします。

不在者投票を現在3階で行っておりますが、これが1階でできないかという御質問でございます。不在者投票につきましては、投票理由の緩和、また時間の延長ということで毎回増加傾向でございます。それで、現在3階の方で不在者投票を行っておりますが、車いすでも多くの方がお見えになりますので、市民の方に御不便をおかけしているということはもう重々承知をいたしております。それで、他の場所を探そうといたしましても、なかなかスペースとか、また管理面とかを考えると、適当な場所がないというのが実情でございます。

不在者投票の場所といたしましては、選挙事務をする上でも、やはり庁舎から離れている場所では、なかなかお見えになった方の選挙権を市民課の端末で操作して確認するということが時々出てまいりますので、離れているとしても市民会館ぐらいが適当ではないかということを考えてはおります。

それで、3年前の参議院選挙のときは、市民会館の1階の第1会議室が空いておりましたので、そちらで不在者投票をいたしましたら、大変近くていいということで喜ばれたという声もお聞きをしております。

しかし、今回、春の統一地方選挙、また先月の衆議院選挙の際は、市民会館の1階は使用されているということで、ちょっとほかの場所がなかったものですから、御不便と思いつながら3階の現在の投票所に決めたわけございまして、来年7月に参議院選挙が予定をされておりますけれども、その際もまだ市民会館は継続して使用されると思いますので、来年ぐらいまでは、まだこの本庁の庁舎内の方で行うようになるのではないかと考えております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。実は、今言われた障害者の方ですけども、投票に行かれるときに、市役所の方がいいと、不在者の方が。というのは、車いすでも乗りおりにできるということで、大変便利だということをおっしゃいました。スペースがあつて、1階の方でもできればということで、障害者の方からもいろいろとそういう不便な点お願いがありましたので、ぜひここでお願いといたしまして、ぜひできるんやったら、1階の方でお願いしたいということで要望で終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですので、自席でお願いします。2点です。

今ちょうど水頭議員から不在者投票の場所の件でお話がありましたが、実はその件について私の方にも要求が出ておりました。それで、今課長の方から答弁されましたが、市長いかがでしょうか。市長がそのつもりで特別場所を準備していただくことができれば、そういうことはすぐにできるんじゃないかと思いますが、その点について、市長御見解をお願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

考え方としては、今課長が答えたとおりですが、なお、この後ちょっと課長の方と協議をしてみます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の件、ぜひお願いします。

次ですが、ただいま、次の選挙から不在者投票ということではなくて、期日前投票ということになりましたが、そういうことで今費用弁償が提案されていますが、1日11,200円なり1日9,600円というような形で出されていますが、これ1日というのは、そこに責任持つておる時間というのは何時から何時までということになるんですか。

○議長（小池幸照君）

正宝選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（正宝典子君）

先ほど申しあげましたように、投票の時間が不在者投票と同じ時間ということで、午前8時半から夜8時まででございます。当日の選挙は午前7時から午後8時までですので、1時間30分短くなっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

8時から8時までということで、非常に時間的には長い、仕事によってはそう感じないと思いますが、選挙本番のときも立ち会いの方とかいらっしゃいますが、あそこにずっと座っていらっしゃるわけで、そういう面で、例えば、前日、期日前投票ということになりますと、本番のときのように次々に皆さんもお見えにならないような状況もあるんじゃないかなと

いう気がしますが、そういう面で、ここに配置されるのが1日1人であるのか、そして、この期間中ずっと同じ人でやるのか。考えようによっては大変だけど、これだけ収入があればいいということにもなるかもわかりませんが、1日の配置人員によっては、極端に言えば、トイレにも立てない、食事もできないというような状況にもなると思いますが、具体的にどのような形で、1人でずっとされるのか、それから、1日じゅう1人でされるのか、2人配置されるのか、その辺の対応はどうお考えになっていますか。

○議長（小池幸照君）

正宝選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（正宝典子君）

今回の改正によりまして、投票管理者を1名、それから投票の立会人を2名常駐させるということになっております。それで、投票管理者につきましては日ごとの交代が可能でございまして、立会人につきましては時間ごとの交代ができるようになっておりますので、人選につきましては今後検討していきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第71号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第72号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

それでは、議案第72号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例について。

これは今回、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の全部改正に伴い改正する必要があるので、この案を提案するというので、次のページ16ページに改正を載せております。

これで、鹿島市手数料条例の一部を改正する条例ということで、中の文中の「鳥獣飼養許可証」を「鳥獣飼養登録票」に改めるということになります。

もう一つ資料の2ページに載せておりますが、これは新旧の対照を載せております。

以上のようなことで改正を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番議員橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪でございます。2点ほどちょっとお尋ねをしたいと思います。

ただいま説明がありましたように、提案理由の中で、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の全部改正ということですが、これも、ことしの春ごろから生態系の保全を目的というようなことで、鳥獣保護法が改正されたということを知っておりますが、その内容について伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員にお答えいたします。

今回の条例の改正の要旨ということでございますけれども、この鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律というのは、これは大正7年に定められておまして、文体も片仮名まじりの文体でまだ書かれております。これを今日の状況に合わせて、この全面を書きかえたということでございます。それで、これは主に先ほど議員申されますように、鳥獣の保護を主体としておまして、直接当市に関係があるというのは、現在、特定鳥獣保護管理計画というのを県で定めてあります。これは佐賀県の特定鳥獣というのは、御存じのとおり、イノシシでございます。この保護ということよりか、今被害が多く出ておりますので、その駆除に取り組んでおりますけれども、これは駆除ということじゃなくて、種を適正に保管するための駆除というとらえ方をやって、現在それに取り組んでいるところでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

これは新聞で見たかと思いますが、最近、鉛の散弾銃、これを鳥あたりが飲み込んで、鉛中毒を起こすと、こういうことがあって、白石、あるいは有明海岸では鳥を撃つのが禁止になったと、こういうことをちょっと聞いたんですけれども、そういうところは鹿島には今回

のこの改正ではないのか、お伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

橋爪議員の質問にお答えをしていきますが、今回の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の改正は、先ほど中橋課長の方からありましたように、条文の片仮名書きから口語体書きになしたということが第1点。2点目が、狩猟免許に係る障害者の欠格条項の見直し、3点目が今言われる水辺域における指定猟法の禁止区域制度の導入による鉛製散弾の使用の制限ということでございます。水鳥が水辺に落ちた鉛玉を小石と一緒に飲んで鉛中毒を起こすということで、その指定された地域によってはスチール製を使うということに変えられております。鹿島では、今のところほどこということはございませんが、今回、新竈地先の方が休猟区というふうな形になっておりますので、その部分等にも当たってくるんじゃないかと、そういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、ちょっと関連をいたしまして、お伺いをいたしたいと思いますが、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律というのがございまして、その第8条の8では、環境大臣及び都道府県知事は、生息する鳥獣の種類、あるいはその数、その他の事情を勘案し、鳥獣の保護繁殖上、特に重要と認める区域を鳥獣保護区として設定することができるということで、これ10年間ということになっておるようですが、それからまた、休猟区については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第9条で、要約しますと、都道府県知事は、一定の地域における狩猟鳥獣が減少した場合、その増加を図るため必要と認めるときは3年以内の期間を定め休猟区として設定することができる、こういうことになっておるようでございますが、今、鹿島市内では、この保護区、あるいは休猟区あたりはどのようになっておるのか、お伺いします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えをいたします。

休猟区と保護区ということでございますが、保護区につきましては祐徳神社周辺、それから、休猟区については浄土山及び祐徳神社周辺と、先ほど申しました新竈地先が休猟区でございます。

それから、保護区はもう一つ、多良岳国定公園内（219ページで訂正）、要するに国有林ですね、あそこが全体的に含まれております。それから、町部につきましては銃猟禁止区域

というふうに指定をされております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、ただいま説明をいただきましたが、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の第12条では、学術研究または有害鳥獣駆除、あるいは特定鳥獣保護管理計画の定めにより、特定鳥獣の数を調整するため、その他特別の事由により都道府県知事——これは平成12年4月1日からは市町村長の許可を受けた場合においては、鳥獣保護区、休猟区内であっても鳥獣を捕獲することができるということになっておりますが、今、休猟区なり、あるいは保護区でも、先ほど出ておりますように、イノシシとか非常に多いわけですね。そういうことで、その対策はどのようにされておられるのか、この12条の関連でお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

まず、12条をお答えする前に、先ほど申しました多良岳地区は「国定公園」と申しましたけど、「県立自然公園」の誤りでございますので、訂正いたします。

12条関係に関しましては、浄土山が一応10年間の休猟区に指定をしておりますけど、生産組合長等から……（「10年ですか。そんな長い、10年も長いと、休猟区は」と呼ぶ者あり）10年です、はい。生産組合長から農協を経由して申請がありましたので、有害鳥獣駆除の期間を設定して、今、猟友会等に駆除のお願いをしております。

ただし、現在11月15日から2月15日までは狩猟期間中でございますので、その期間は除外ということになります。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

休猟区は10年と言われましたが、これ見ますと3年以内となっておりますので、その辺の確認を再度ちょっとお願いしたいと思います。

それから、今説明をいただいたわけですが、私は9月議会で、この鳥獣保護区の緩和を求める農業改革特区というようなことができないか提案をいたしましたけど、ちょっとこれはできないと、今の制度で十分対応できると、こういうことも答弁がありましたし、また市長の方からは、鳥獣保護法の権限が県より市に移譲されたと、こういうことを言われたわけですが、権限移譲を受けて、どのようなメリットがあるのか、あるいは、どういうものが緩和を——先ほどとちょっと反転しますが、最初の質問とは。どのようなメリット、それから、緩和化されたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほどの期間については10年ということでございます。

それから、鹿島市の方に県から移管を受けたということです。特定鳥獣の調整をする目的で行うイノシシの捕獲等の許可について、これは平成15年の4月1日から市町村の方に移管がなっております。それで、先ほど申されましたように、その狩猟期間外については許可を出しているところでございます。（「緩和策とかなんとかその辺は別にはないわけですか」と呼ぶ者あり）緩和策といいますと、先ほど部長申しましたように、保護区域については狩猟期間は今度は逆にってはいけないということになるわけですので、そこについて、特区という形で許可できないかということで、今、農林水産課としてはそれを一応上に申請しているところでございます。（「じゃ、終わります。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市手数料条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第73号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について審議に入ります。

当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市計画課長（中川 宏君）

それでは、議案第73号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上

げます。

議案書は17ページから19ページでございます。説明資料は3ページから4ページでございます。

今回の条例改正は、蟻尾山公園の鹿島市民球場とサブグラウンドの夜間照明の工事が1月末に完了し、鹿島市民球場につきましては3月から、サブグラウンドにつきましては2月から使用に供したいと考えておりますので、夜間照明の使用料の設定をお願いするものでございます。

それでは、説明資料の3ページをお開きください。

まず、第10条の都市公園施設の規定でございますが、サブグラウンドにつきましては、これまで使用料を徴収いたしておりませんでしたので、今回の照明設置に伴い、夜間照明使用料を徴収させていただきたいと考えておりますので、有料公園施設にサブグラウンドを追加させていただき改正でございます。

次に、別表第3の(2)でございますが、これは鹿島市民球場の使用料について規定したものであり、照明の設置に伴い、照明使用料の規定を加えたものでございます。

まず、照明の欄の区分欄をごらんください。

市民球場の照明使用料は使用鉄塔数、使用ランプ数によりまして、3段階に区分いたすものでございます。

1段目の全点灯6基、この「基」というのは鉄塔数でございます。全点灯6基が、照明基準区分が——この照明基準区分と申しますのは、JIS規格によりまして、各種スポーツの競技ごとに照度の基準を示したものでありまして、野球で例えますと、プロ野球仕様であれば、照度が、内野であれば1,500ルクスから3,000ルクス必要であるとかの照度の基準を定めているものでございます。その基準が全点灯6基が軟式野球の一般対応で、照度は内野500ルクス、外野300ルクス、点灯するランプは1,500ワットの90台と1,000ワット36台でございます。

次に、下段目の部分点灯6基でございますが、照明基準区分は軟式野球のレクリエーション対応となっておりますので、照度は内野が300ルクス、外野が150ルクスで、点灯するランプは1,500ワットの60台でございます。

3段目の部分点灯4基でございますが、これは照明基準がソフトボール対応という形になっておりまして、照度が内野が300ルクス、外野150ルクスで、点灯するランプは150ワットの34台でございます。

次に、1時間単位の使用料でございますが、全点灯6基が市内居住者で4千円とさせていただいておりますが、この金額は、県内の類似施設の使用料を参考にさせていただいております。例えば、みどりの森県営球場で、市民球場の全点灯6基と同じ照度で8,080円という規定になっております。そのほか、鳥栖市の鳥栖市民球場は、外野で鹿島の市民球場より

照度が 100ルクスほど落ちますが、4,580円と少し高目になっております。その逆に、大町町の町民グラウンドが 2,550円とかなり安く設定されているところでございます。そして、伊万里市の国見台球場、唐津市の唐津市民球場が、御提案させていただいております金額と同じ 4 千円でございます。このような県内の使用料金の状況から総合的に判断いたしまして、市内居住者 4 千円で御提案させていただいておりますところでございます。

次に、部分点灯 6 基でございますが、市内居住者で 3,050円とさせていただいておりますが、この金額は時間当たりの電気代の比較などから、全点灯 6 基、それと下の方に部分点灯 4 基と、3 段目にしておりますけれども、電気代の比較などで、その間の金額をとらせていただいております。

最後に、部分点灯 4 基の使用料でございますが、この照明基準が先ほど申し上げましたようにソフトボール仕様ということもありまして、照度は中川公園よりは少し上がりますが、利用目的等は中川公園とほぼ同様であると想定いたしまして、現在の中川公園の照明使用料 2,100円と同一の金額で御提案させていただいております。

また、市内居住者以外の方の使用につきましては、それぞれ市内居住者使用の 2 倍の金額に設定させていただいております。

次に、説明資料の 4 ページをお開きください。

別表第 3 の(2)の備考でございますが、照明使用料は、市民球場使用料とあわせて徴収する規定を加えさせていただいております。

次に、別表第 3 の(3)でございますが、サブグラウンドの照明施設の使用料を新たに設定させていただいたものでございます。使用料金につきましては、営利・宣伝を伴わないもので市内居住者が使用する場合は 1 時間当たり 2,100円を徴収させていただく規定でございます。この 2,100円にさせていただきます理由は、サブグラウンドの想定しております時間当たりの電気代が現在の中川公園の電気代とほぼ同程度であること、及び今回提案させていただいております鹿島市民球場の使用料、部分点灯 4 基の 2,100円との比較において決定させていただいております。また、市内居住者以外の方の使用につきましては、それぞれ市内居住者使用の 2 倍の金額に設定させていただいております。

なお、営利・宣伝を伴うものにつきましては、営利・宣伝を伴わないもののそれぞれ 2 倍の金額とさせていただいております。

備考では、使用時間が 1 時間未満または 1 時間未満の端数は 1 時間とするという、1 時間未満の端数時間の取り扱いについての規定を定めさせていただいております。

なお、陸上競技場や市民球場など、ほかの有料公園施設につきましても同様の規定といたしております。

次に、申しわけございませんが、議案書の方の 19 ページをお開きください。

附則ですが、この条例は、平成 16 年 2 月 1 日から施行するものとしております。

なお、照明の使用時間は規則で定めることとなりますが、地元の皆様の意向等から両施設とも、サブグラウンド、市民球場とも9時半までとさせていただきたいと考えております。

以上、説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。市民球場に関しましては、全点灯6基で市内居住者が1時間につき4千円、内外野のルクス等も詳しく説明をしていただきましたので、また、近隣の類似施設の説明もしていただきましたので、理解はできましたが、サブグラウンドに関して、サブグラウンドの説明で、市内居住者を2,100円にされた根拠を、電気代が中川と同程度であったので、中川と同じにしたというような御説明でございましたが、照度等に関して説明がございませんので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市計画課長（中川 宏君）

中村議員の御質問にお答えいたします。

中川公園が内野、バッテリーボックスあたりが200ルクス、そして外野が70ルクスになっております。そして、今度のサブグラウンドが100ルクスということに設定をさせていただいております。それで、先ほど電気代の話をしていただきましたが、中川公園が大体1時間当たり500円から600円、そして基本料金が毎月98千円ほどかかっております。同じようにサブグラウンドが今の試算でいきますと、これも550円前後、それと基本料金も98千円程度かかるということで、そういう考え方でこの料金にさせていただいております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

サブグラウンドに関して、当初4基でスタートされて、100ルクス程度ということですので、この100ルクスというのは明るさ、サブグラウンドの場合には、今予想されるスポーツとしては、サッカー、あるいはグラウンドゴルフ等、ソフトボールあたりも利用されるんじゃないかと考えられるわけですが、将来的にもう少し明るくされるという計画もあるというふうに聞いておりますが、果たして1時間当たり2,100円という使用料が、これが先ほど基本料金、それと1時間当たりの電気量で、そういう形で算出をしたというようなお話がございました。以前、私は中川グラウンドに関して、2,100円は高いと質問をしたことがありますが、その根拠として、市民の方々からは1時間を照らす電気代に見合う料金をいただけ

れば、それでいいんじゃないかというような、そういう意味で質問をいたしましたけれども、維持管理費も要るんだということで、それぐらい取っていきたいというようなお答えがその当時あったんじゃないかと思います。その辺の考え方ですね、照明の料金を設定する場合の考え方として、市民サービスというような考え方で、市が払う電気料金に見合う金額を払っていただければ、私はそれでいいんじゃないかと思いますけれども、維持管理費まで含めた形で市民に負担をしていただくという考え方なのか、先ほど基本料金が年間9万幾らと言われました。それをちょっと計算する余裕がありませんので、実際1時間当たりの単価が幾らになるのかはわかりませんが、その考え方をちょっと披瀝していただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市計画課長（中川 宏君）

考え方といたしましては、維持管理費等も念頭に入れて、料金については設定しなければならないと思っております。ただし、水道光熱費、ほか人件費、修理代等いろいろ考えていきますと、例えば、今御提案させていただいております4千円とか2,100円では到底それを超えることはできない状況です。例えば、これ球場の話になりますけれども、全点灯6基をした場合に、今4千円で御提案させていただいておりますけれども、電気代だけでも、例えば、中川グラウンドで野球場を使用されたときに昨年の実績からいけば、電気代だけ取り戻すためだけでも1時間当たりの使用料を16千円程度にしなければならないということでございますので、当然念頭には入れなければなりませんけれども、その辺はやはり行政サービスの観点というもので抑えさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

お答えをいたしたいと思いますが、今回サブグラウンドに照明施設を設置いたしますけど、これにつきましては、総工費は以前に使っております。今回のナイターの設置料、これは20,000千円そのものだけでございます。それがただいま申し上げましたように、住民サービスにつながっていくような金額になるんじゃないかなろうかと、そういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

この料金に関しては、使用する人は安い方がいいと、使用しない人から見れば、自分たちは使用しないのにと二つの見方があるかと思いますので、一概にどちらがいいという言

い方はできないと思いますけれども、一つ問題になってくるのは、いわゆる長期にわたって定期的に使われる方ですね。通常は当たり前の料金を払っていただかにゃならないと思いますが、減免についての考え方をお尋ねしたいと思いますけれども、現在、県民体育大会ですとか国体もそうなんでしょうか。そういう大会に出られる場合には減免規定が適用されていると思いますが、まずその確認からさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市計画課長（中川 宏君）

お答えいたします。

そのような利用の場合については減免規定がございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

それで、今後この施設を利用される場合に、例えば、ほかの陸上競技場等も関連してくるわけですが、いわゆる強化選手ですとか強化チームでありますとか、その辺は市長の裁量によって減免の幅というものが認められる中で運用されていくのかなというふうに思っております。近い例で言いますと、サッカーの天皇杯にイナックスのチームが数年出られていますけれども、今までは近隣のナイター設備があるところを使用されていて、その近隣のナイター施設がどのような形で減免をされたか、その辺全く存じませんけれども、地元の代表として出られているわけですね。だから、そのような場合に適用になるのかどうか。そういう企業のチームというのは、これはあくまで企業のチームだから、正規の料金を常にずっともらっていく形になるのか。固有名詞を出しましたけれども、大きな大会に出るための強化チーム、強化選手、例えば、甲子園に高校が行くという場合なんか強化練習をされるのかという場合も想定をしていく中で、その辺は、その時々で対応していくということになるのか、ちゃんとした決め事があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

減免の規定ということでございますが、今はっきりどういうものというものは要綱あたりも決めておりません。しかしながら、いろいろな大会、全国大会、あるいは県体、それからオリンピック、世界大会、そういう規模の大会があると思います。そういうことになれば、要綱、そういうものを見ながら、あるいは関係者と相談をしながら進めていかなければならないんじゃないかと、今のところはそういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

次の会議は明17日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後3時7分 散会